

基山町こども計画

令和7年3月

基 山 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
5 基山町こども計画策定の要点	6
第2章 基山町の現状	7
1 人口等の状況	7
2 婚姻及び就労の状況	10
3 教育・保育施設の現状	12
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念・基本目標	15
2 計画の体系	19
第4章 基本目標ごとの取組	21
基本目標 1 地域における子育ての支援・環境づくり	21
基本目標 2 (こどもの成長に応じた) こどもの誕生前から幼児期にかけての支援の充実	38
基本目標 3 (こどもの成長に応じた) 学童期・思春期の支援の充実	46
基本目標 4 (こどもの成長に応じた) 青年期の支援の充実	54
基本目標 5 子育て当事者への支援の充実	56
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	61
1 量の見込みと確保方策の考え方	61
2 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育	65
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	71
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	72
第6章 計画の推進	88
1 推進体制	88
2 計画の進捗管理・評価	88
3 こども・若者の意見を施策に反映する取組	89
資料編	90



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども施策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

本町においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に「基山町次世代育成支援行動計画（前期）」、平成22年に「基山町次世代育成支援行動計画（後期）」を策定しました。また、平成27年に「子ども・子育て支援法」に基づき、「基山町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年には「第2期基山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期計画に引き続き、こどもたちの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を目的として、取組を推進してきました。

このたび、「第2期基山町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、こどもの権利の擁護や、こども・若者支援施策の充実を図るため「基山町こども計画」を策定し、第2期計画に引き続き計画的に施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定したものです。

子ども・子育て支援法（抄）
（市町村子ども・子育て支援事業計画）
第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」の有効期間は、一般事業主行動計画のさらなる推進の観点から、令和17年度まで延長となり、同法第8条で定める「市町村行動計画」の策定は任意とされています。第1期・第2期の「基山町子ども・子育て支援事業計画」では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を引き継ぎ策定していることから、基山町こども計画においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の性格を備えた内容としています。

次世代育成支援対策推進法（抄）
（市町村行動計画）
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に配慮した計画

貧困の状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「市町村計画」を内包し策定したものです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（抄）
（都道府県計画等）
第9条第2項 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(4) 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画

こども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有することも、若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を展開していくため、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を内包し策定したものです。

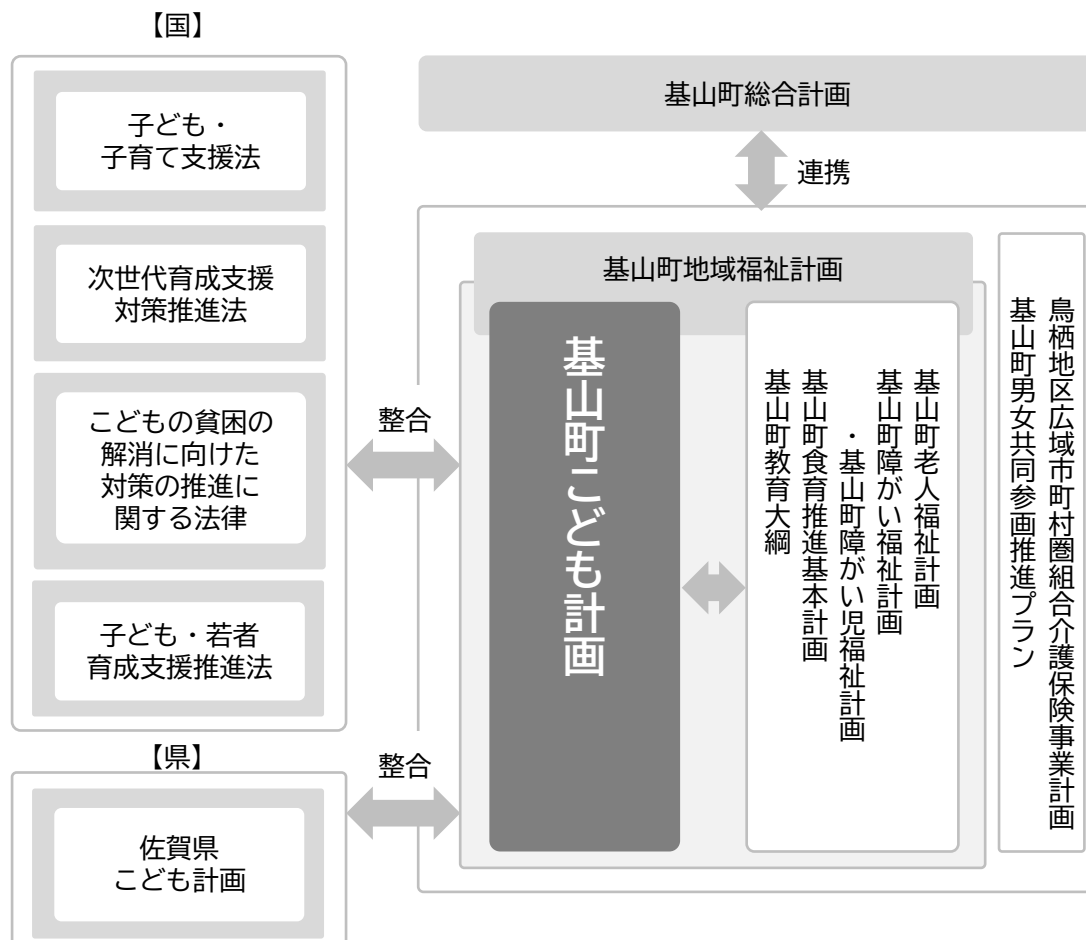
子ども・若者育成支援推進法（抄）

（都道府県子ども・若者計画等）

第9条第2項 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(5) 基山町総合計画を上位計画とする子ども・子育てに係る総合的な計画

本計画は、まちづくりの基本となる「基山町総合計画」を上位計画として、基山町地域福祉計画と連携し、障がい福祉計画等の関連する計画との整合性をもたせ、本町の子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第2期計画	基山町こども計画					次期計画

4 計画の策定体制

(1) 基山町子ども・子育て会議の設置

幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援施策の推進に係る検討を行うため、保護者、事業者、学識経験者などから構成される「基山町子ども・子育て会議」において協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) 子ども・子育て支援に係るアンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、住民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（6～11歳）をもつ世帯を対象に子ども・子育て支援に係るアンケート調査、16歳から39歳までの方にこども・若者の生活や意識に係るアンケート調査、小学生（3年生～6年生）、中学生の児童を対象にふだんの生活についてのアンケート調査、小学生、中学生の児童を対象にこどもの貧困対策に関するアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の内容について広く意見をうかがうため、令和7年2月17日から令和7年3月18日までの期間にパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

5 基山町こども計画策定の要点

◆こども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、こども施策を策定することが求められています。

＜こども施策に関する基本的な方針＞

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む物事の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、県、民間団体等との連携を重視する

第2章

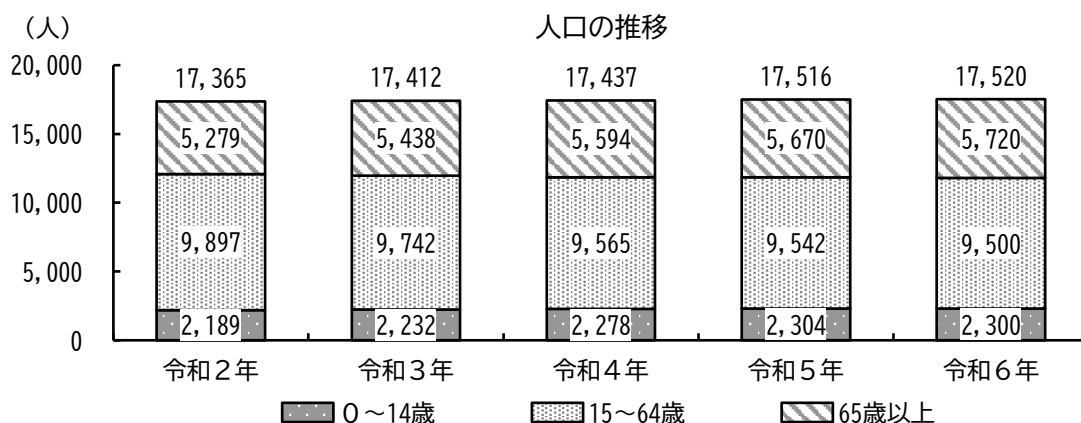
基山町の現状

1 人口等の状況

(1) 人口の推移

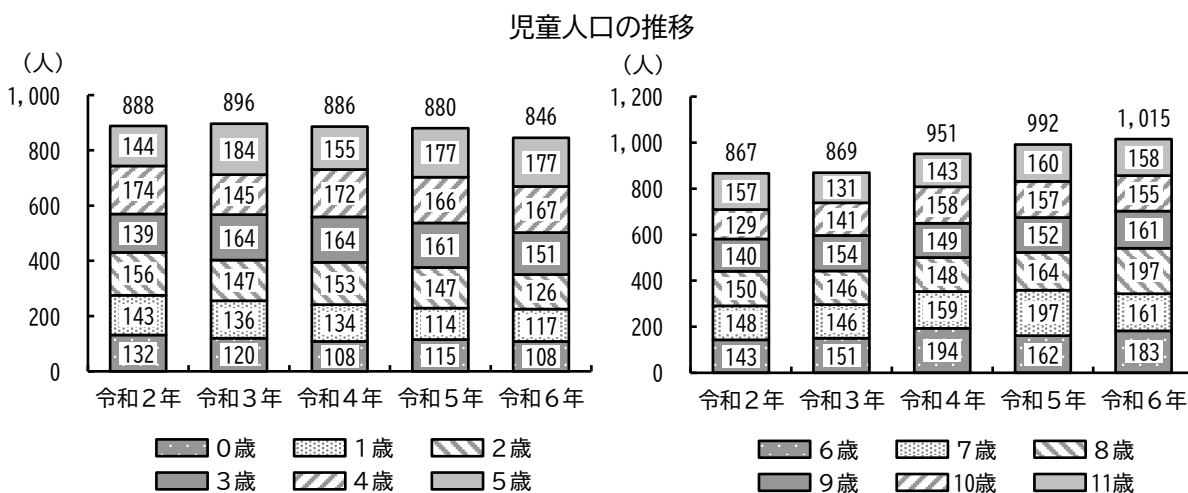
全国的に人口減少が進む中、基山町の総人口は令和2年以降微増しており、令和6年で17,520人となっています。

年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しており、令和2年から令和6年にかけて397人減少しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、令和2年から令和6年にかけて441人増加しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

児童人口（0～11歳）の推移をみると、就学前児童（0～5歳）は減少傾向にあり、令和6年で846人となっています。一方、小学生児童（6～11歳）は増加傾向にあり、令和6年で1,015人となっています。

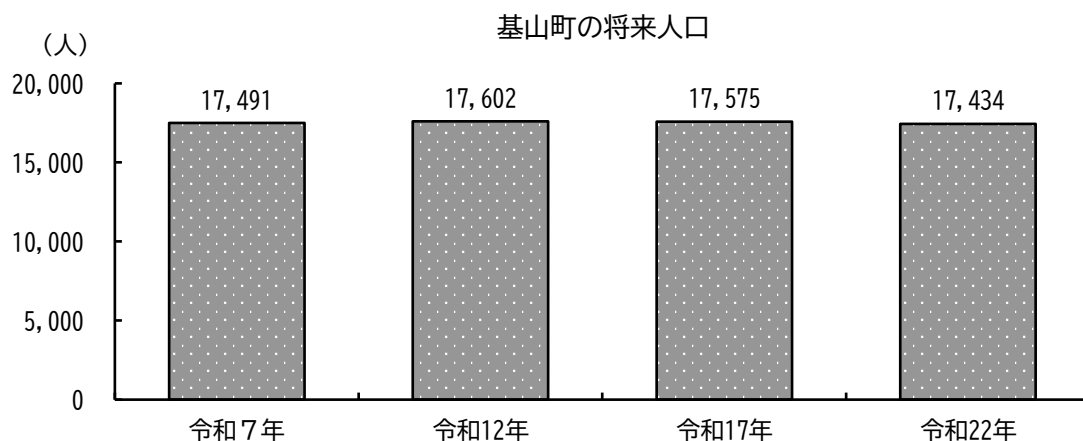


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 将来の人口推計

将来の人口推計は、本計画の上位計画にあたる「第5次基山町総合計画（平成28年度～令和7年度）」の基礎資料となっている「基山町人口ビジョン（令和2年4月改訂）」において推計されている結果（シミュレーション4）に基づきます。

これは、地区計画等による住宅開発により世帯数の増加が見込まれるものの、高齢者のみ世帯や一人暮らし世帯の増加等により世帯人員は減少傾向にあるため、世帯数の増加に比例した人口増加が見込めず、人口はほぼ横ばいで推移すると試算したものととなります。

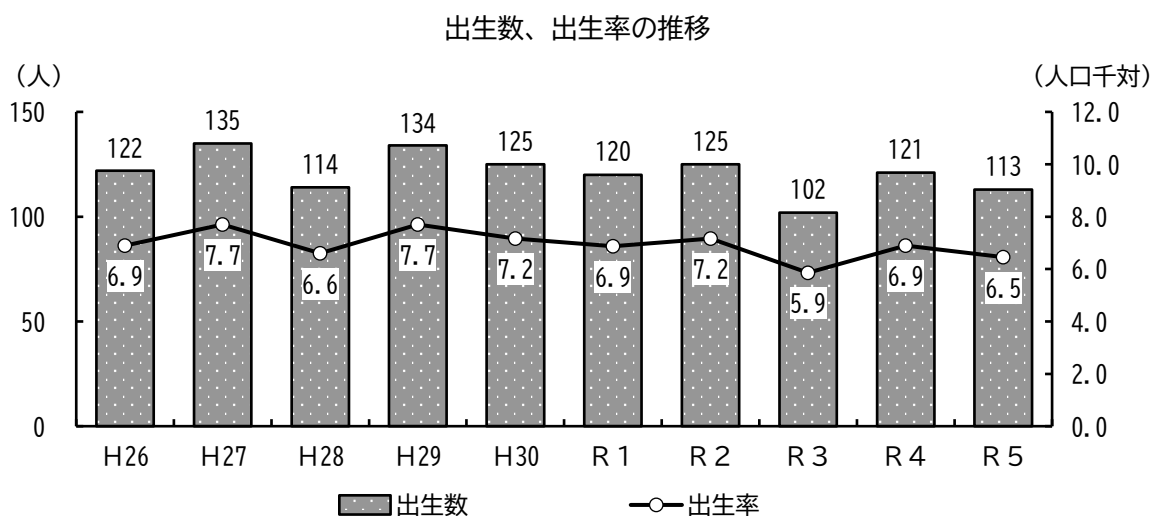


資料：基山町人口ビジョン（令和2年4月改訂）

(3) 出生数・出生率の推移

出生数は、増減を繰り返しており、令和5年は113人となっています。

出生率（人口千人当たり出生数）についても、出生数と同様に推移しており、令和5年は6.5人となっています。



※ 出生率：人口千人当たりの出生数

資料：人口動態統計（各年1月1日～12月31日）

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率（平成30年～令和4年）は1.41となっており、全国（1.33）よりは高い値となっていますが、佐賀県（1.59）よりは低くなっています。

合計特殊出生率（平成30年～令和4年）

	全国	佐賀県	基山町
平成30年～令和4年	1.33	1.59	1.41

資料：平成30年～令和4年人口動態 保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

(5) 世帯構成の推移

総世帯数は増加傾向にあり、平成12年から令和2年にかけて1,171世帯増加しています。

また、核家族世帯は平成12年から令和2年にかけて541世帯増加しており、一世帯当たり人員数についても令和2年では2.49人と減少していることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

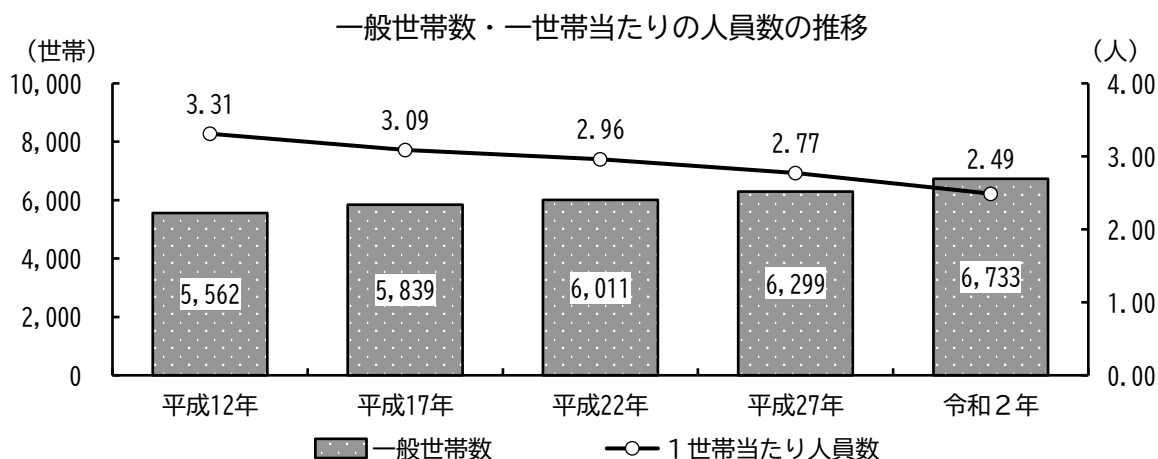
世帯の家族類型の推移

単位：世帯

	一般世帯	親族のみの世帯							
		核家族世帯					核家族以外 の世帯	単独世帯	非親族を 含む世帯
			夫婦のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども			
平成 12 年	5, 562	3, 768	942	2, 357	50	419	1, 055	736	3
平成 17 年	5, 839	3, 896	1, 104	2, 275	68	449	985	948	10
平成 22 年	6, 011	3, 941	1, 317	2, 074	61	489	902	1, 138	30
平成 27 年	6, 299	4, 051	1, 511	1, 970	73	497	803	1, 403	36
令和 2 年	6, 733	4, 309	1, 713	1, 961	85	550	622	1, 756	39

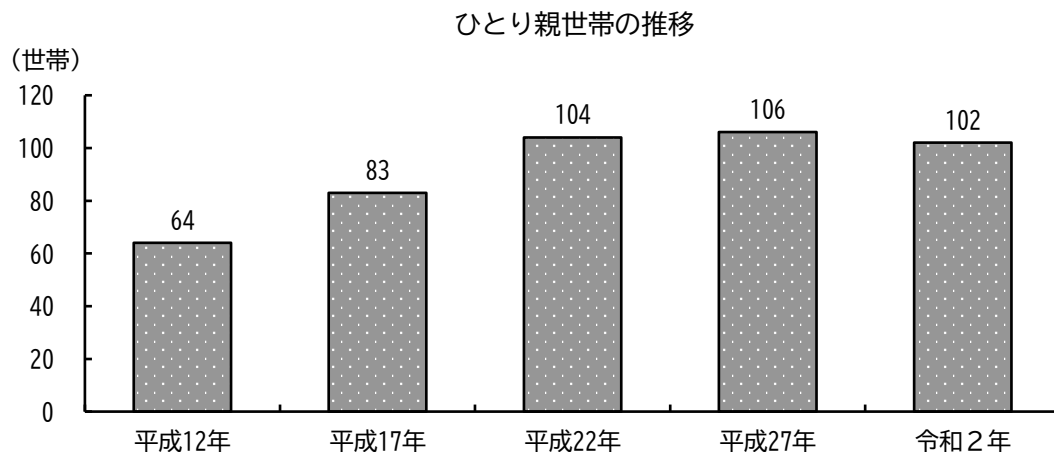
※ 世帯の家族類型「不詳」を含む。ただし、平成27年以降の内訳には家族類型「不詳」が含まれていないため、「一般世帯」と一致しない。

資料：国勢調査



(6) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯（20歳未満のこどもがいる母子のみ、父子のみの家庭）は、平成12年以降増加傾向にあり、令和2年では102世帯となっています。

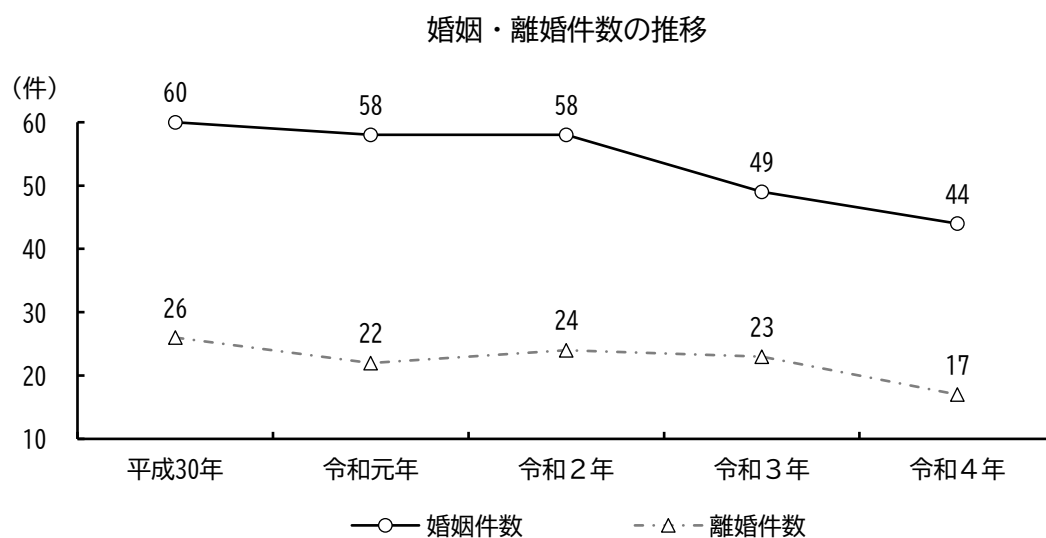


資料：国勢調査

2 婚姻及び就労の状況

(1) 婚姻・離婚の状況

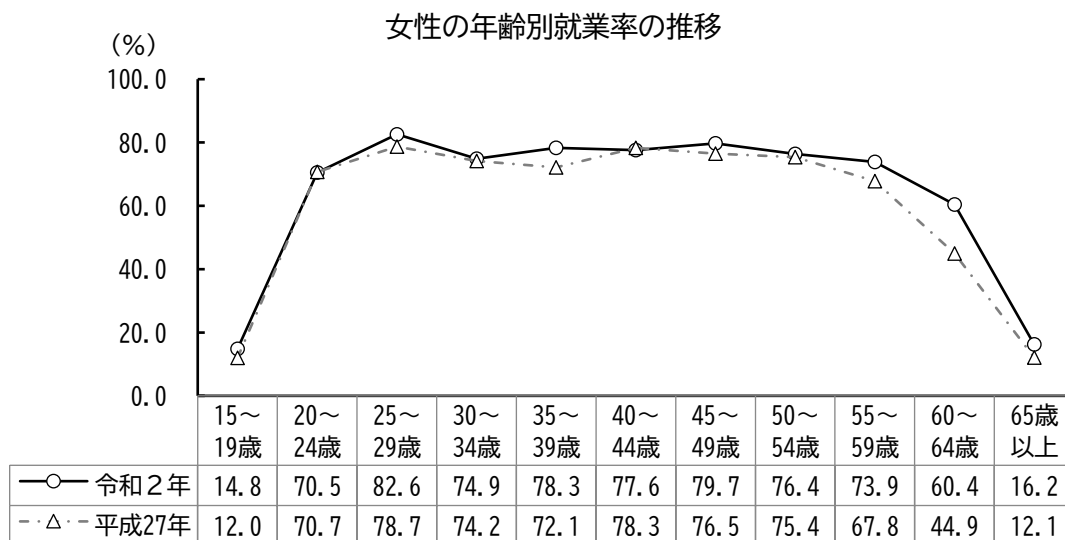
婚姻件数は、平成30年から令和4年にかけて減少傾向にあり、令和4年で44件となっています。また、離婚件数は増減を繰り返しており、令和4年で17件となっています。



資料：人口動態統計

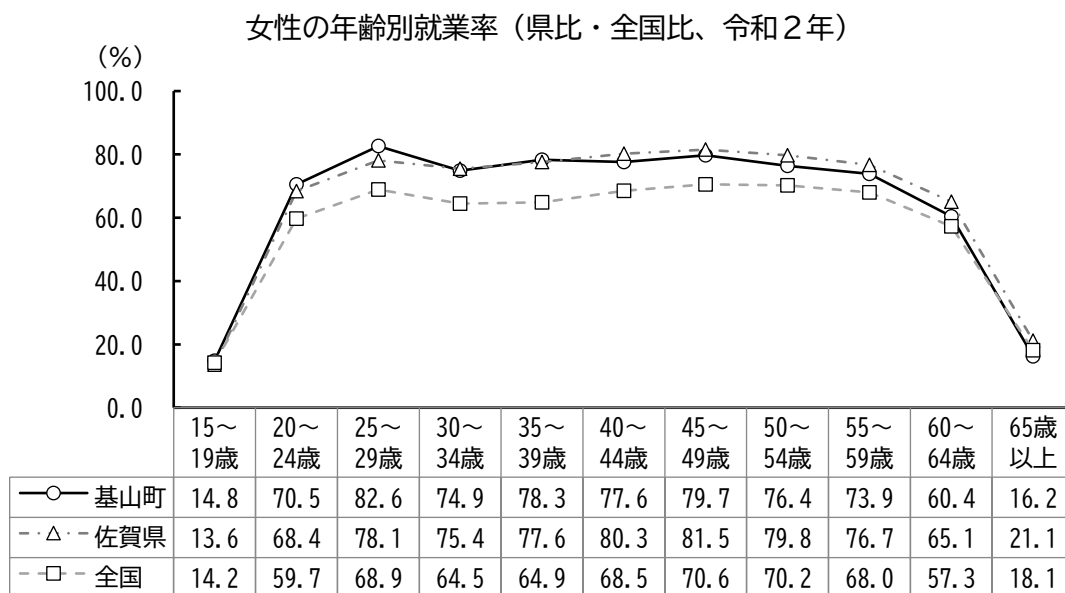
(2) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率について、平成27年の結果と比較すると、令和2年では、20～24歳、40～44歳を除くすべての年代で就業率は高くなっており、特に、35～39歳では6.2ポイント増加しています。



資料：国勢調査

令和2年の就業率を全国や県全体と比較すると、本町の令和2年の女性の年齢別就業率を国、県と比較すると、65歳以上を除くすべての年代で全国より高くなっています。



資料：国勢調査

3 教育・保育施設の現状

(1) 認可保育所・認定こども園の状況

本町には、令和6年4月1日現在、公立認可保育所が1園（基山保育園）あります。

令和6年度の入所児童数は187人、定員に対する入所者の割合は81.3%です。入所児童数の内訳をみると、0～2歳児は令和2年から減少傾向ですが、3～5歳児は増加傾向にあります。

認定こども園については、令和6年4月1日現在で3園（たんぽぽこども園、基山バディ認定こども園、ちびはる認定こども園）あります。

令和6年度の入所児童数は329人、定員に対する入所者の割合は90.4%です。

認可保育所の状況

単位：か所・人・%

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所数（か所）		1	1	1	1	1
定員（人）		230	230	230	230	230
入所児童数 （人）	0歳	6	5	1	3	2
	1歳	31	29	26	21	25
	2歳	31	36	33	31	31
	3歳	35	48	51	40	36
	4歳	44	43	53	49	42
	5歳	38	51	46	55	51
	合計	185	212	210	199	187
	0～2歳	68	70	60	55	58
	3～5歳	117	142	150	144	129
入所数／定員		80.4	92.2	91.3	86.5	81.3

資料：こども課（各年度4月1日時点）

認定こども園の状況・入所者数

単位：か所・人・%

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園数（か所）		2	2	2	2	3
定員（人）		309	309	309	309	364
入所児童数 （人）	0歳	4	4	9	8	12
	1歳	44	40	45	44	36
	2歳	54	51	50	50	43
	3歳	57	60	62	66	83
	4歳	63	56	62	60	83
	5歳	47	64	55	61	72
	合計	269	275	283	289	329
	0～2歳	102	95	104	102	91
	3～5歳	167	180	179	187	238
入所数／定員		87.1	89.0	91.6	93.5	90.4

資料：こども課（各年度4月1日時点）

(2) 幼稚園の状況

令和2年度から基山幼稚園と見真幼稚園が統合し、本町の幼稚園数は1園（見真幼稚園）となっています。入所児童数は年々減少傾向にあります。

幼稚園の状況

単位：か所・人・%

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園数（か所）		1	1	1	1	1
定員（人）		180	180	180	180	180
入所児童数 （人）	3歳	35	37	35	32	20
	4歳	47	39	35	39	33
	5歳	54	51	39	38	41
	合計	136	127	109	109	94
入所数／定員		75.6	70.6	60.6	60.6	52.2

資料：学校基本調査（各年度5月1日時点）

(3) 小規模保育施設の状況

本町には、令和6年4月1日現在、小規模保育施設が4園（ちびはる保育園・Chibiharu ZERO-TWO・基山B-Baby保育園・ちびはる基山園プラス）あります。

入所児童数、定員に対する入所者の割合ともに増減を繰り返しており、令和6年度では入所児童数は48人、入所者の割合は77.4%となっています。

小規模保育施設の状況

単位：か所・人・%

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所数（か所）		2	2	3	3	4
定員（人）		38	38	50	50	62
入所児童数 （人）	0歳	4	3	6	4	2
	1歳	9	17	18	21	20
	2歳	15	11	22	22	26
	合計	28	31	46	47	48
入所数／定員		73.7	81.6	92.0	94.0	77.4

資料：こども課（各年度4月1日時点）

小規模保育施設別の入所児童数

単位：人

保育所名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度 定員数
ちびはる保育園	15	16	19	17	14	19
Chibiharu ZERO-TWO	13	15	17	18	14	19
基山B-Baby 保育園	0	0	10	12	11	12
ちびはる基山園プラス	0	0	0	0	9	12
合計	28	31	46	47	48	62

資料：こども課（各年度4月1日時点）

(4) 放課後児童クラブの状況

本町では、基山小学校区「ひまわり教室」と若基小学校区「コスモス教室」の2か所で放課後児童クラブを運営しています。利用学年は、小学校1年生から6年生までとなっています。

放課後児童クラブに登録している児童は増加傾向にあり、令和6年度では300人となっています。

放課後児童クラブの状況

単位：か所・人・%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブ数（か所）	2	2	2	2	2
定員（人）	336	336	336	336	336
登録児童数（人）	221	235	267	283	300
うち、1～3年生	189	196	230	237	249
うち、4～6年生	32	39	37	46	51
定員－登録児童数（人）	115	101	69	53	36
登録児童数割合	65.8	69.9	79.4	84.2	89.3

※ 定員（人）は、学年全体の合計となる。（以下、利用者数同様）

資料：教育学習課（各年度5月1日時点）

放課後児童クラブ別の利用者数（1～3年生）

単位：人

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ひまわり教室	165	166	184	178	183
コスモス教室	24	30	46	59	66
合計	189	196	230	237	249

資料：教育学習課（各年度5月1日時点）

放課後児童クラブ別の利用者数（4～6年生）

単位：人

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ひまわり教室	30	35	31	37	39
コスモス教室	2	4	6	9	12
合計	32	39	37	46	51

資料：教育学習課（各年度5月1日時点）



計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本目標

(1) こども大綱に基づく基本方針

「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」とし、これを目指しています。

(2) 基本理念

本町が子ども・子育て支援事業を推進するにあたり、第2期計画の理念を踏襲し、目指すべき基本理念を次のとおり定めます。

【 基 本 理 念 】

みんなで、支えて、育てあう、
やさしさあふれるまち きやま

(3) 基本方針

基本理念を実現するために、こども・家庭・地域などが責務の認識と子育ての意義について、次のような基本方針を掲げます。

1. こどもの権利の尊重

わが国は、平成6年から「児童の権利に関する条約」の締約国として、こどもに関わる種々の権利が擁護されるような施策を推進することが要請されています。このことから、子ども・子育て支援施策の推進においては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものの視点に立った取組が重要です。

2. 社会全体による子育て支援

子ども・子育て支援施策は、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的認識のもとに、行政はもとより、地域社会や企業・事業所等を含めたオール基山で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働のもとに施策を進めていきます。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、こども家庭センター、基山っ子みらい館、保健センター、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、地域など関係機関のネットワークを強化していきます。

3. 次代の親づくり

こどもは次代の親となるものという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立ったこどもの健全育成のための取組を推進することが必要です。そのために、世代間の交流機会や体験講座等、こどものころからのふれあいやなじみやすい環境づくりを進めていきます。

4. すべてのこどもと家庭への支援

子ども・子育て支援施策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立化等の問題をふまえ、すべてのこどもと家庭への支援という観点から広く推進することが必要です。また、ひとり親家庭や貧困家庭など、支援が必要な困難を抱えているこども・家庭を、様々な場面でできるだけ早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことが必要です。

5. 利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。そのため、子ども・子育て支援施策の推進においては、個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、幼児教育の柔軟かつ総合的な取組を推進します。また、子育て相談のワンストップ化を図り、様々な子育てに関する悩み・不安に対応していきます。

6. サービスの質の確保

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの量を適切に供給するとともに、サービスの質を確保することが重要です。そのため、子ども・子育て支援においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の育成及び資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めていきます。

7. 地域における社会資源の効果的な活用

地域においては、子育てに関する活動を行う特定非営利活動法人(NPO法人)、子育てサークル、子どもクラブ、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や育児サポーター等の様々な民間事業者、補導員や民生委員・児童委員等が活動しています。また、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等の活動を希望する高齢者も多く、加えて地域の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、こども家庭センターや基山っ子みらい館、多世代交流センター憩の家、福祉交流館、公民館、学校施設など、各種の公共施設の活用を図ります。

(4) 基本目標

基本方針を実現するために必要な支援や環境づくりを、5つの基本目標として設定します。

<基本目標>

- 基本目標1 地域における子育ての支援・環境づくり
- 基本目標2 (こどもの成長に応じた) こどもの誕生前から幼児期にかけての支援の充実
- 基本目標3 (こどもの成長に応じた) 学童期・思春期の支援の充実
- 基本目標4 (こどもの成長に応じた) 青年期の支援の充実
- 基本目標5 子育て当事者への支援の充実

(5) 数値目標

本計画においては、計画全体の指標設定を行い、計画の目標とします。

<数値目標>

単位：％

	現状値（令和6年）		目標値（令和11年）	
	就学前児童 保護者	小学生児童 保護者	就学前児童 保護者	小学生児童 保護者
①子育てのしやすさの割合	92.5	89.4	93.5	90.0
②子育てに関して不安感や負担感をもつ保護者の割合	41.9	49.0	40.0	40.0

論拠：基山町子ども・子育て支援に係るアンケート調査

①「子育てがしやすい」「どちらかといえば子育てがしやすい」と回答した人の割合

②子育てに関して、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した人の割合

2 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本目標ごとの取組 〕

みんなで、支えて、育てあう、やさしくあふれるまち きやま

1 地域における子育ての支援・環境づくり

(1) こどもの権利についての周知・啓発

(2) 支援ネットワークの強化

(3) 家庭や地域の教育力の向上

(4) 歴史・文化・スポーツによる教育環境等の充実

(5) 障がい児施策の充実

(6) 児童虐待防止対策の充実

(7) こどもの貧困対策・ヤングケアラー支援

(8) こどもの安心・安全のための交通環境等の整備

(9) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

2 (こどもの成長に応じた) こどもの誕生前から幼児期にかけての支援の充実

(1) こども・子育て家庭の視点に立った切れ目のない支援

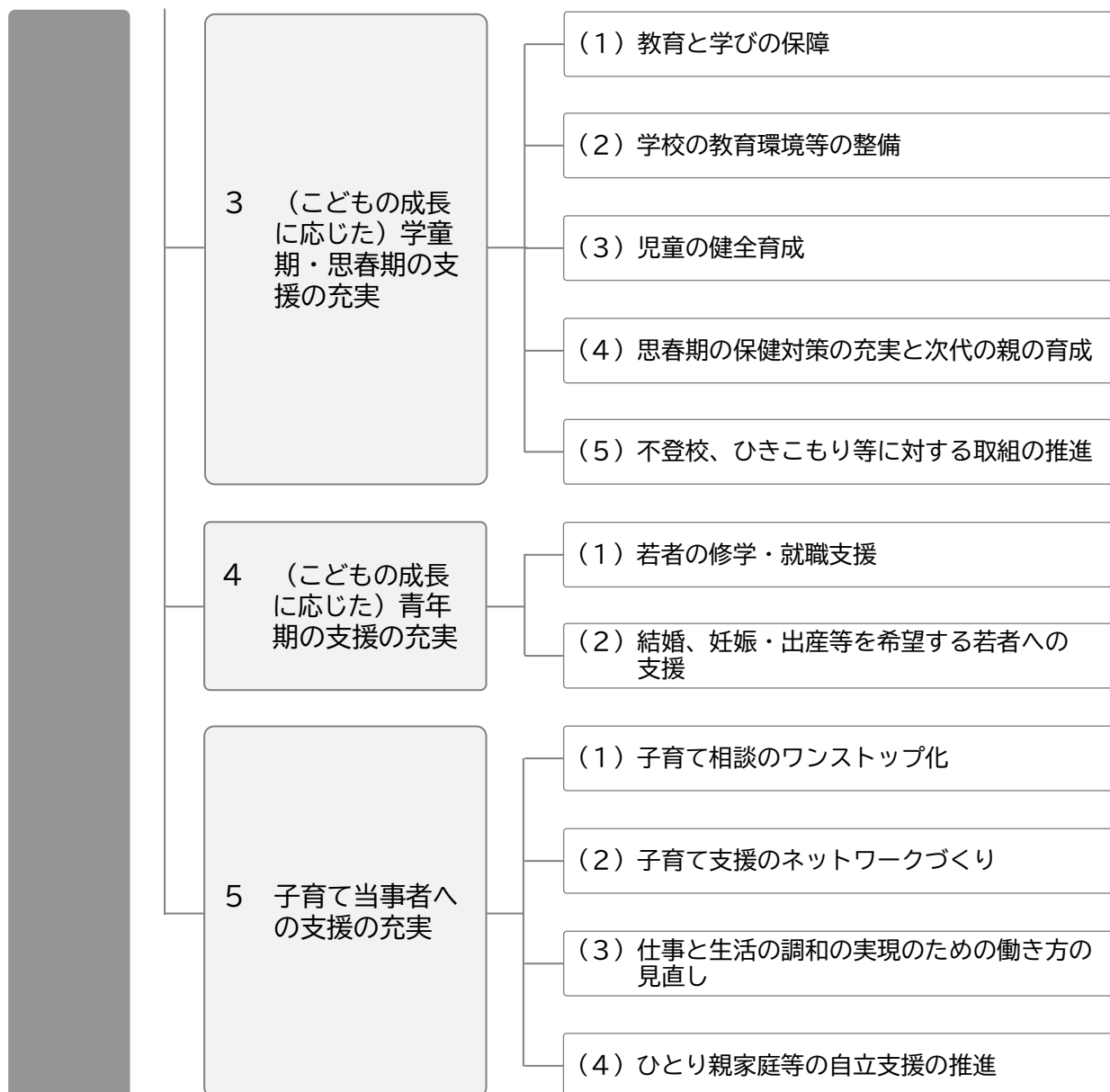
(2) こどもと母親の健康の確保

(3) 小児医療の充実

(4) 保育サービスの充実

(5) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

(6) 地域における子育て支援サービスの充実





基本目標ごとの取組

基本目標 1 地域における子育ての支援・環境づくり

(1) こどもの権利についての周知・啓発

【現状と課題】

アンケート調査では、「こどもの権利」の認知度は、就学前児童の保護者で41.7%、小学生の保護者で49.4%となっており、「こどもの権利」の中で特に大切だと思うことについて、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「こどもが暴力や言葉で傷つけられないこと」「自分の考えを自由に言えること」の意見が多くなっています。

また、子育てをしていて、こどもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れることを常に意識している割合は、就学前児童の保護者で42.2%、小学生の保護者で39.9%となっています。

こども・若者の権利の理解の醸成に向けて、周知・啓発をしていくこととともに、こどもや若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもや若者の今とこれからの最善の利益を図ることが求められており、こどもや若者が自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

【施策の方向性】

①こどもの権利についての周知・啓発

- ・全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。
- ・こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる人への情報提供や人権教育を推進し、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信や予防的教育の機会を設けます。

②こどもの意見表明の機会の確保

- ・こどもや若者の意見表明の機会を確保します。

【 主な事業と事業内容 】

事業名	内容	計画期間における方向性
「こどもの権利」等に関する周知啓発	「こどもの権利」やこども基本法について、ホームページへの掲載やチラシの配布など、さまざまな機会を通じて周知を図る。	新規追加
こどもや若者の意見表明の機会の創出	町政やまちづくりなどについて、こどもや若者が意見を表明したり、発表したりする場を設ける。	新規追加

(2) 支援ネットワークの強化

【現状と課題】

本町は、子育て支援ネットワーク強化のため、こども家庭センターを設置し、各教育・保育施設、教育委員会、各学校、民生委員児童委員協議会及び要保護児童対策地域協議会等とネットワークの強化を図りました。

若者のアンケート調査では、基山町が取り組むこどもや若者の施策に望むことについて、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が36.2%と最も高く、次いで「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が29.9%、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」が28.2%となっています。

今後も、こどもや若者、子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、居場所づくりや相談支援の充実など、生活の安定に資するための支援が必要です。

【施策の方向性】

①各団体との支援ネットワークの強化

- ・ 民生委員児童委員協議会、要保護児童対策地域協議会、補導員会などの各団体との支援ネットワークを強化することにより、こどもや若者、子育て家庭に対する地域での見守り体制の構築、個別事案対応を行い、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。
- ・ 青少年育成町民会議などの各団体と連携し、地域ぐるみでこども・若者の居場所づくりのための各種事業を促進します。
- ・ こども・子育て家庭が、気軽に訪れ相談できる子育て交流広場の利用促進を図ります。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
こども家庭センター事業	こどもや若者、妊産婦、子育て当事者からの様々な質問・相談に対応する総合相談を行う。	継続実施

(3) 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

本町では、こどもの基本的な生活習慣の形成のため、家庭での食に関する取組について、食育推進基本計画を策定し、生涯を通じた食の学習機会の充実を図りました。

アンケート調査では、小学生、中学生ともに朝食を毎日食べる割合は8割を超えていますが、毎日食べないこどもも1割以上となっています。また、お手伝いをしていることについて、「食事の準備」「食事の後かたづけ」が多くなっています。

家庭での食事は家族とのコミュニケーションやマナーを学ぶ場でもあり、規則正しい食習慣の実践や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が求められています。

また離乳食教室時には、子育てに関する講話などを行い、子育てに関する学習機会の充実を図りました。

今後、保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要です。

【施策の方向性】

①食に関する学習機会の充実

- ・保健センターや基山っ子みらい館、学校などの関係機関が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を推進します。また、保健センターや福祉交流館、学校の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や、こどもも参加型の取組を進めます。
- ・町立保育園や町立小・中学校の栄養士、栄養教諭との情報交換、家庭科の担当教諭も含めた「食育」を展開します。
- ・児童生徒のみならず、その保護者に対して、不規則な食生活がもたらす悪影響や親子が一緒に食卓を囲むことの重要性など、食についての学習の機会や情報提供を進めます。

②子育てに関する学習機会の充実

- ・保健、医療、福祉、学校等関連分野における子育てに関する講座等について、保護者のニーズを把握し、内容の充実に努めます。
- ・各種講座等への参加促進を図るため、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを図ります。
- ・公民館等の社会教育施設を中心として、ニーズに対応した各種講座や教室を企画し、家庭教育に関する学習意欲の向上を図ります。

- ・地域住民や関係機関等と協力し、地域の豊かな自然環境等の教育資源を活用した、こどもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域開放などに取り組みます。

③家庭、地域と学校の連携の充実

- ・家庭、地域、学校が連携し、こどもの育成のための協力体制の充実を図ります。

【 主な事業と事業内容 】

事業名	内容	計画期間における方向性
食育推進事業	ライフステージに応じた食に関する相談や講話を行う。	継続実施
離乳食教室	5、6か月児とその保護者を対象にして管理栄養士による子育てに関する講話を行う。	継続実施
家庭、地域と学校の連携の充実	総合教育会議などを通じた関係各課のと連携、協力を推進するとともに、PTA・地域との協力体制の充実を図る。	継続実施

(4) 歴史・文化・スポーツによる教育環境等の充実

【現状と課題】

本町では、絵本と出会う親子ふれあい事業としてブックスタート事業、自分の本を持つ喜びを感じ生涯読書に繋げるセカンドブックプレゼント事業を実施しました。読書を身近に感じられるよう毎月定例のおはなし会を実施、読書週間や季節に合わせてのスペシャルおはなし会も開催しました。

また、総合型地域スポーツクラブのジュニアスポーツ教室の充実、各スポーツ行事等の充実、基山町少年スポーツ育成協議会加盟団体の体育施設使用料負担軽減を充実しました。

小学生の保護者のアンケート調査では、こどもの地域活動やグループ活動などの参加状況について、「参加したことがある」が61.7%と最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も予定はない」が26.6%、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」が10.3%となっています。令和元年度調査と比較すると、「参加したことがなく、今後も予定はない」の割合が増加しています。

また、参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動の種類について、「スポーツ活動」が63.8%と最も高く、次いで「子どもの居場所づくり教室」が37.0%、「子ども会等の青少年団体活動」が35.8%となっています。

今後も、保護者のニーズに応じた遊び場の整備や安全対策を強化し、こどもの年齢や発達程度に応じて、スポーツ、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出することが必要です。

【施策の方向性】

①図書館によるアカデミック空間創出

- ・緑あふれるパーク・ライブラリーとして読書活動推進に努めるとともに、町民の求める情報を提供し「本と人」、「人與人」の出会いを通じた新たな学びを創出します。
- ・町、郷土に関する歴史を伝える資料や情報を収集・整理・展示公開することにより、郷土愛の深化、地域の学び・研究への活用等を推進します。
- ・交流空間でのお話会やミニコンサートの開催、きやまラウンジ展示スペースでの町民サークル等団体の各種作品展示、多目的室を活用した町民の文化や学びの発信と交流等で、人と人の触れ合いを通じた多世代の交流を促進します。
- ・学校図書館との連携を強化し、総合学習やレファレンスなどこどもたちの学びに迅速に対応できる教育環境を構築します。
- ・様々な行政組織、教育機関、団体と連携し、暮らし・仕事・学びを支援する情報環境を整備するとともに、地域の様々な情報も図書館で収集・整理・発信します。
- ・図書館を活用した読書推進事業に努め、こどもの読書活動と、親子コミュニケーションの推進を図ります。

②スポーツ推進のための環境づくり

- ・スポーツを通じて、健康や楽しみ・生きがいを促進し、スポーツ交流人口の拡大に向けた環境づくりを推進します。
- ・年齢、性別等に関係なく、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進します。
- ・ライフスタイルやライフステージに応じて継続してスポーツを楽しむことができるよう、各種スポーツイベントを積極的に支援します。
- ・こどもたちの健全な成長を目指し、少年スポーツの活動の充実を図ります。
- ・中学生期のスポーツ活動の充実を目指した運動部活動の地域連携を深めます。
- ・関係団体との連携により、各種スポーツ教室、スポーツ大会、レクリエーション等の充実を図ります。
- ・町の社会体育施設や学校体育施設などの既存施設の整備・充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーション活動の種目に応じたリーダー及び指導者の人材発掘や育成を図るため、講演会や研修会を開催します。
- ・スポーツ・レクリエーション活動について広報などを通じて行事内容等の情報を提供し、健康の保持増進に関する意識の啓発を図ります。
- ・各スポーツ行事等の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ「スポーツ大国きのくに」の活動を支援し、こどもたちの健康増進に努め、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び充実等を図ります。
- ・外部指導者の活用や地域との連携の推進等により、育成事業の改善及び充実を図ります。

③運動をする機会の創出

- ・ラージボール卓球などのこどもからお年寄りまで誰もが一緒に楽しめるスポーツやレクリエーションである「軽スポーツ」の普及、推進を図ります。
- ・全町的なスポーツ大会等を開催し、地域づくり人づくりの取組を推進するとともに、地域コミュニティの強化を促進していきます。
- ・町のスポーツ人材や指導者を活用し、スポーツ推進のための人材育成につなげます。

④文化遺産・伝統文化の保存と継承

- ・文化遺産の調査・研究を進め、基山町歴史的風致維持向上計画も活用しながら、後世に継げられるよう適切な保存・活用を図ります。
- ・基山町の文化遺産の魅力について全世代に分かりやすく情報を発信し、さらに佐賀県遺産への登録を契機に佐賀県とも協力して、広く周知を図ります。
- ・伝統芸能や地域の祭事などを継承するため、こどもたちをはじめとする担い手の育成や用具の維持などを支援します。
- ・各地域で行われている民間行事について、実態等を把握するとともに、学び知る機会を増やすため、展示や講座などの取組を通して、継承意識の向上につなげます。
- ・学び親しみながら次世代へ伝えていくため、多世代にわたる文化遺産ガイドなどの人材育成や町民活動を支援します。

【 主な事業と事業内容 】

事業名	内容	計画期間における 方向性
読書推進事業	こどもの読書活動を推進するとともに、絵本を通して、子育て中の親子のコミュニケーションと心の安定を支援する事業を行う。	継続実施
総合型地域スポーツクラブのジュニアスポーツ教室の充実	こどもの健康の維持・増進を図るため、総合型地域スポーツクラブの教室事業を充実させる。	継続実施
各スポーツ行事等の充実	こどもの健康の維持・増進を図るため、町内の各少年スポーツ団体活動への補助を行う。	継続実施
基山町少年スポーツ育成協議会加盟団体の体育施設使用料負担軽減	こどもの健康の維持・増進を図るため、基山町少年スポーツ育成協議会加盟団体の体育施設使用料を減免する。	継続実施

(5) 障がい児施策の充実

【現状と課題】

本町では、健康診査や学校での健康診断等の充実により、障害の早期発見に努めており、相談専用窓口の整備や各事業所における支援や医療費等の助成、「基山町障がい福祉計画・基山町障がい児福祉計画」に準じた各施策の推進に取り組んできました。また、発達障害については、小学校・中学校において、特別支援教育支援員の配置を行っており、学習障害（LD）等を含めた障がいのある児童生徒やその保護者への適時・適切な支援や情報提供を行うことができる体制を整備しました。

今後も、障がいのあるこども・若者の支援については、乳幼児健診等を活用し、疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。

また、地域生活支援拠点等の充実や相談支援事業所との連携などによる地域における障がい児の支援体制の強化や保育所や学校等におけるインクルーシブ教育を推進することが必要です。

さらに、医療的ケア児、聴覚障がい児など専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要です。

【施策の方向性】

①障害の原因となる疾病等の早期発見・情報提供

- ・乳幼児健診の際、身体面において精密検査が必要と判断された乳幼児に対する紹介状を発行します。
- ・精神発達・言語発達等においては、子育て相談会の実施や専門機関の紹介など早期発見・早期療育に努めます。

②地域生活支援事業や相談・支援体制の充実

- ・烏栖・三養基地区総合相談支援センター（キャッチ・若楠療育園・こころね）、東部発達障害者支援センター結（ゆい）による相談支援、また相談窓口の情報発信及び周知に努めます。

③障がい者基本計画・障がい（児）福祉計画の推進

- ・「基山町障がい福祉計画・基山町障がい児福祉計画」に基づき、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における生活支援等に努めます。

④障がい児・者の自立支援や環境整備

- ・障がい児・者の自立支援や環境整備について、就労相談等が必要な方には、障害者就業・生活支援センター「もしもしネット」やハローワーク等を紹介します。
- ・町独自の事業として重度心身障害者福祉年金の支給やこどもの医療費助成制度に加えて、重度心身障害者医療費助成を実施します。

⑤放課後児童クラブの要配慮児童への支援

- ・放課後児童クラブの要配慮児童（集団生活になじみにくい児童など、特別な配慮を要する児童）へきめ細かな対応ができるよう、専門的な知識をもった要配慮児童対応支援員を派遣することにより、要配慮児童のクラブでの生活支援を行うとともに、クラブ支援員に対し研修等を行い資質の向上を図ります。

⑥発達障害に対する適切な教育

- ・子育て相談会を実施し、発達障がい児やその疑いのあるこどもについて、保護者の相談に対応し、適切な助言を実施します。
- ・発達障がいのある児童生徒について、町立小学校・中学校の通級指導教室での個々に応じた支援とともに、町内小中校に特別支援教育支援員を引き続き配置して、個々のニーズに対応できるような体制を整え、教育支援の充実を図ります。

【 主な事業と事業内容 】

事業名	内容	計画期間における方向性
障がい福祉計画の推進	「障がい者基本計画」は令和5年度、「基山町障がい（児）福祉計画」は令和5年度に見直しを行い、障がい者福祉の充実を図る。	継続実施
特別支援教育支援員配置事業	小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行うなど、障がいのある児童生徒に対し学習面や生活面でのサポートを行う。	継続実施
重度心身障害者福祉年金	重度心身障害者福祉年金を支給することにより、障がい者の福祉の増進を図る。	継続実施
障害者相談支援事業	障がい者等が自立した日常生活を及び社会生活をおくるための相談支援を行う。	継続実施
鳥栖・三養基地区総合相談支援センター（キャッチ・若楠療育園・こころね）	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町の1市3町で委託運営しており、専門職員配置による相談支援を気軽に受けられる体制づくりを行っている。福祉交流館では、キャッチ（月1回）、こころね（月1回）による巡回相談を実施している。	継続実施
放課後児童クラブ要配慮児童対応支援員派遣事業	要配慮児童へきめ細かな対応ができるよう、専門的な知識をもった要配慮児童対応支援員を派遣し、要配慮児童のクラブでの生活支援を行うとともに、クラブ支援員に対し研修等を行い、資質の向上を図る。	継続実施

(6) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

本町では、児童虐待やDVの防止や早期発見、介入のための各担当部署の連携と関係機関のネットワークの整備を推進しました。

アンケート調査では、就学前児童及び小学生の保護者ともに、こどもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「こどもが暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が最も高くなっています。

児童虐待の未然防止、早期発見・対応のためには、地域住民が当事者意識をもつとともに、地域住民相互でこどもを守る意識を高めていく必要があります。さらに、こどもに関わる関係機関等の連携体制の強化が求められます。

【施策の方向性】

①虐待の発生予防

- ・こども家庭センターによる日常的な育児相談機能を強化していきます。
- ・母親が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした、母子保健事業等の強化、養育者の孤立等を防ぐためのサービスメニューの充実を図ります。
- ・きやま子育て交流広場等において、子育て中の保護者のコミュニケーションの場の提供や一時預かり事業の充実を図ることによって、保護者のストレスを解消し、育児への自信がもてるよう努めます。
- ・地域の子育て経験者の子育て支援事業への参加勧奨を図ります。

②虐待の早期発見・早期対応

- ・育児不安や虐待等の問題を早期に発見し、適切に対応するため、こども家庭センター、保健センター、教育・保育施設、学校、児童相談所、民生委員・児童委員など、関係各機関と連携し、虐待防止ネットワークの整備を図ります。
- ・要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携強化や情報共有による虐待の早期発見と防止に努めます。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
児童虐待防止対策事業	育児相談機能の強化による育児不安解消ならびに児童虐待の発生予防を図る。関係機関のネットワーク整備や保護者の状況に応じて一時預り事業の提供等を行う。	継続実施
子育て短期支援事業（ショートステイ）	家庭におけるこどもの養育が困難な場合に、児童福祉施設等で一時的な養育を行う。	継続実施

事業名	内容	計画期間における方向性
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	家庭における夜間のこどもの養育が困難な場合に、児童福祉施設等で養育を行う。	継続実施
要保護児童対策地域協議会の運営	関係機関との連携強化や情報共有のため定期的な会議を開催し、虐待の早期発見と防止に努め、必要に応じて役割分担により早急な対応を行う。	継続実施

(7) こどもの貧困対策・ヤングケアラー支援

【現状と課題】

本町では、医療費助成や障害者相談、児童虐待防止策を強化し、ひとり親家庭支援や健康診断、育成支援を通じて地域の福祉と自立支援を推進しました。

今後も、世帯収入の低い世帯や困難な状況にあるひとり親世帯等に対しては、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援等の充実が必要です。

また、就学前児童の保護者のアンケート調査では、ヤングケアラーの認知度について、「聞いたことがあり、内容も知っている」が52.3%となっています。若者のアンケート調査では、学生時代、家族の中にお世話（ケア）をしている人の有無について、「いる（いた）」が10.2%となっており、家族のお世話（ケア）をしている（していた）ために、「ストレスを感じている」人が一定数います。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であるため、本人や家族に自覚がないことが多いことから、ヤングケアラーを早期に発見するための実態把握に努め、学校や医療機関、福祉事業者などによる、適切な支援を提供するための情報連携が必要です。

【施策の方向性】

①子育て力を高めるための支援

- ・子育て家庭が安心して楽しみながら子育てができるよう、子育てに対する保護者の不安や負担を軽減するとともに、こどもと向き合い、成長を喜び合えるような家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

②ヤングケアラーへの支援

- ・ヤングケアラーについて、早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
多世代食堂、こども食堂等の推進	こどもの孤食を防止及びこどもが安らげる場所を確保するため、無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供する居場所づくりや食材を提供する取組等を推進する。	新規追加
ヤングケアラーの早期発見・早期支援	関係機関の連携を推進し、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげることができるよう、ヤングケアラーの支援を行う。	新規追加
学校と連携したヤングケアラーの把握	学校と関係機関が協力して、学校での生活や学業に影響を及ぼす可能性のあるヤングケアラーの状況を把握し、適切な支援を提供する。	新規追加

(8) こどもの安心・安全のための交通環境等の整備

【現状と課題】

本町では、歩行者等安全確保事業としてカラー舗装や区画線の整備を実施し、安全な歩行環境を確保し、交通安全施設整備事業では、カーブミラーや転落防止柵、車止め、ラバーポールを設置し、交通安全対策を強化するとともに、老朽化した施設の更新や修繕も行いました。現在、基山総合公園整備事業を進めており、道路整備、公園の設備・整備など安心・安全に利用できるバリアフリー化に努めていく必要があります。

また、警察、基山町交通安全指導員と連携した交通安全教室等を実施しており、こどもが保護者とともに交通マナーへの意識が高められるよう通学路での横断歩道、交差点の渡り方の指導、街頭での啓発や体験型教室を行いました。通学路等での危険箇所についても地域住民や保護者と警察と一緒に確認を行い、安全の確保に取り組みました。

今後も、こどもや若者が、事故等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者への周知啓発が必要です。

【施策の方向性】

①安心・安全に通行することができる歩道の整備

- ・通学路の一斉点検等を行い、危険箇所の把握や解消に努めます。

②公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進

- ・歩道などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進に努めます。

③交通安全意識の啓発

- ・警察や交通安全協会などの関係機関との連携を図り、地域ぐるみの交通安全運動を実施します。
- ・児童の保護者への交通安全及び交通ルール遵守、チャイルドシート装着義務の周知を行い、自転車乗車時にはヘルメットの着用を推進します。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
歩行者等安全確保事業	歩行者等の安全を確保するため、車止めやカラー舗装等の設置を行う。	継続実施
交通安全施設整備事業	ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー等の交通安全施設の整備を行う。	継続実施
基山総合公園整備事業	町民からのニーズや住環境の変化に応じて、ウォーキングコース・緑地・広場・遊具の整備を行う。	継続実施

事業名	内容	計画期間における方向性
交通安全啓発事業	地域住民へ交通安全に対する意識高揚のために街頭での啓発活動を行う。 反射タスキ等の交通安全資材の提供を行う。	継続実施
交通安全推進事業	幼少期から交通安全に対する教育を行うことで、交通安全に対する意識の高揚を行う。	継続実施
交通安全教育の実施	小学校は1・3・5年生を対象に、基山町交通安全指導員の指導のもと、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方等の交通安全教室を年に1回実施する。保育所・認定こども園・幼稚園は、警察及び基山町交通安全指導員の指導のもと、年長児を対象に5園合同交通安全教室を年に1回実施する。	継続実施
通学路点検	町、学校、警察、PTA、地域住民と一緒に通学路の点検を行う。	継続実施

(9) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

本町では、登下校中等のこどもが犯罪等に巻き込まれることがないように、「いかのおすし」の防犯標語の周知を図りました。

また、中学校ではスクールサポーター配置事業を活用し、配慮が必要な児童への生徒指導の補助や問題行動防止を実施しました。

さらに、町独自で補導員を委嘱し、防犯パトロールや定例会、学校訪問活動等を行い、青少年問題協議会と連携して、こどもの犯罪や非行防止のための活動を実施しました。

今後も、犯罪被害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯対策を進め、こどもを取り巻く安心・安全のための環境対策を推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

①防犯活動の推進と啓発

- ・「基山町安全安心まちづくり推進条例」を周知し、防犯意識の高揚を図ります。
- ・警察や防犯協会など関係団体や住民ボランティアと連携を図り、地域ぐるみでの防犯体制、暴力排除体制の充実を図ります。
- ・広報誌の発行やポスターなどの掲示を充実し、住民の防犯意識の啓発を図ります。
- ・「基山町安全な町づくり推進協議会」の活動を充実します。
- ・「こども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援し、地域全体による防犯体制づくりを進めます。
- ・「こども110番の家」を表示した「あんしんマップ」を作成し、こどもが犯罪にあわないための協力を地域に求めています。
- ・PTA等と連携し「危険箇所マップ」を更新します。

②防犯環境の整備

- ・夜間の犯罪を防止するために、地域からの要望に応じて、防犯灯や防犯カメラの設置を引き続き推進します。

③有害環境対策の推進

- ・町補導員などにより町内における防犯パトロール等を実施し、安全な地域環境の維持を図ります。
- ・携帯電話やスマートフォンを通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報や、フィルタリングソフトまたはサービス等の情報提供に努めます。
- ・インターネット犯罪等に対する講演会等を行い、予防に対する意識の普及促進を図ります。

【 主な事業と事業内容 】

事業名	内容	計画期間における方向性
防犯灯の整備	夜間の犯罪を防止するため、地域からの要望に応じて集落から集落を結ぶ連絡道路及び通学路に、防犯街灯の設置を行う。	継続実施
防犯カメラの整備	こどもの遊び場である都市公園や一人帰宅路となる路線にも防犯カメラを整備し犯罪抑止に取り組む。	継続実施
防犯パトロール	町内の犯罪を防止するため、防犯パトロールを実施する。	継続実施
スクールサポーター配置事業	少年の非行防止及び立直り支援、学校等における児童及び生徒の安全確保等を行い、児童等を非行及び犯罪被害から守ることを任務とする。	継続実施
補導員活動の推進	補導員による青色防犯パトロールや見守り活動を通し、地域のこどもの安心・安全を支える。	継続実施
青少年問題協議会の設置	「青少年問題協議会」を組織し、補導員9名が活動している。定例・合同補導員会で警察等の関係機関への活動報告や意見交換、情報共有をする。	継続実施

基本目標 2 （こどもの成長に応じた）こどもの誕生前から幼児期にかけての支援の充実

（１）こども・子育て家庭の視点に立った切れ目のない支援

【現状と課題】

本町の子育て支援事業では、妊娠期から子育て期にわたる相談対応や、きやま子育て交流広場の運営を実施してきました。また、子育て支援ネットワークコーディネーターを活用し、保育所・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ等との連携を強化しました。就学前後のこどもへの支援として、４歳児・５歳児の就学準備や成長のフォローアップを行いました。

今後も、こども・子育て家庭の視点に立った切れ目のない支援を充実することが必要です。

【施策の方向性】

①関係機関のネットワークの充実

- ・保育所・認定こども園・幼稚園、学校、地域、医療機関、行政など、日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、こども・子育て家庭の視点に立った切れ目のない支援につなげていきます。

②子育て支援のワンストップ窓口の設置

- ・子育てに関する悩みを子育て家庭のみで抱え込まないように、こどもの誕生前から切れ目ない支援及び子育て支援のワンストップ窓口を設置します。

③こどもの育ち・成長の支援

- ・こどもの心身の健康や情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の定着の促進を図るとともに、自己肯定感や基本的信頼感を高め、こどもの育ち・成長を支えます。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
こども家庭センター事業【再掲】	こどもや若者、妊産婦、子育て当事者からの様々な質問・相談に対応する総合相談を行う。	継続実施

(2) こどもと母親の健康の確保

【現状と課題】

本町では、妊婦健診事業・各齢の乳幼児健康診査、2か月児家庭訪問（こんにちは赤ちゃん事業）、4か月児健康診査、6～7か月児健康診査、7～8か月児相談、9～10か月児健康診査、10か月児相談、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施し、こどもと母親等の保護者の健康の確保に努めてきました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについて、「病気や発育・発達に関すること」が39.0%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が34.4%となっています。

こどもと母親の健康の確保においては、健康診査や相談の利用促進、情報提供の充実など、継続的な支援が必要です。

また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にもつながるよう、乳幼児健診等の受診を推進することが必要です。

【施策の方向性】

①健康診査及び健康支援の充実

- ・妊婦の健康管理は、妊婦健診受診票の結果をもとに医療機関等と連携を取りながら、妊娠中から出産後までの健康支援に取り組んでいきます。また、関係機関と連携を図り、継続した個別支援を行います。
- ・疾病の予防や早期発見に努めるため、妊婦健診及び乳幼児健診等の受診を勧奨します。
- ・未受診者には個別に連絡を取り、個々の状況に応じた支援が行えるように、乳幼児健診、乳児相談、訪問等の母子保健事業の充実を図ります。
- ・妊婦健診の費用を助成します。

②相談指導等の充実

- ・母子保健推進員を配置し、地域における子育て支援のサポーター及び行政と住民のパイプ役として、家庭訪問や乳幼児健診等を通して、母親等の保護者及び乳幼児の健康や子育てを支援します。
- ・妊娠中から出産後までの相談の機会を設け、安心して子育てができる相談支援体制の充実を図ります。
- ・乳幼児健診の場を活用し、相談等に対応します。
- ・乳幼児健診など、乳幼児とその保護者が集まる機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等、こどもの事故予防のための啓発の資料や誤飲チェッカーの配布、各種予防接種の受診勧奨等の取組を進めます。

③産婦健康診査及び産後ケア事業の充実

- ・産後うつや新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査費用の助成、産後ケアを通じた心身のケアや育児サポートなど、きめ細かな支援に取り組めます。

【 主な事業と事業内容 】

事業名	内容	計画期間における方向性
妊婦健診事業	妊婦健診の費用の助成、妊婦訪問相談事業を充実させることにより、こどもと母親の健康の確保・増進を図る。	継続実施
乳児相談（7～8か月児、10か月児相談）	身体計測、保健・栄養・歯科相談、絵本の読み聞かせ、子育て交流広場の紹介などを実施する。	継続実施
乳児個別健康診査（6～7か月児、9～10か月児）	身体計測、内科診察、血液・尿検査を実施する。乳児健診受診票を利用する。	継続実施
乳幼児集団健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳児）	4か月児：身体計測、内科診察、保健・栄養相談 1歳6か月児、3歳児：身体計測、内科・歯科診察、保健・栄養・歯科相談、フッ化物塗布（希望者）を実施する。	継続実施
幼児集団健康診査（2歳児）	歯科診察、保健・歯科相談、フッ化物塗布（希望者）を実施する。	継続実施
母子保健事業	妊産婦・乳幼児とその家族が、健やかな成長・発達、切れ目ない子育てを支援するため、妊婦健診や乳幼児健診、2か月児等の家庭訪問、育児教室等を行う。乳幼児期の事故予防啓発も同時に実施する。	継続実施
2か月児家庭訪問（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師等が訪問し、計測、保健相談を実施する。	継続実施
ぽっぽの会、バンビの会（育児教室）の開催	親子の集いの場として、身体計測、個別相談などを実施する。 ぽっぽの会（月2回）：対象は、1歳未満の赤ちゃんとその家族 バンビの会（月1回）：対象は、1歳～未就園児とその家族	継続実施
産婦健診事業	おおむね産後2週間及び1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用の一部を助成する。	継続実施
産後ケア事業	産後1歳未満の母子に対し、委託医療機関等での産後ケアを通じて心身のケア、育児の支援、その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う。	継続実施
新生児聴覚検査費助成	生後1週間以内に聴覚検査を受けた費用の一部を助成する。	継続実施
1か月児健康診査費助成	生後1か月の乳児が受けた健康診査にかかる費用の一部を助成する。	新規追加

(3) 小児医療の充実

【現状と課題】

本町では、久留米広域小児救急センターの診療体制を整備し、より充実した夜間の小児救急医療体制を地域全体で支援してきました。

また、子どもの医療費助成事業では令和4年4月診療分からは、高校生以下のこどもが医療機関を受診した際の保険診療分の費用の全額を補助し、保護者の負担を軽減しました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、基山町に対して、子育て支援の充実を図ってほしいことについて、「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」の割合が32.4%と上位に挙がっています。

今後も、こどもの心と体の健やかな成長を支えるため、こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ることが必要です。

【施策の方向性】

①小児医療体制の充実

- ・久留米広域小児救急センターの診療体制を整備し、より充実した夜間の小児救急医療体制を地域全体で支援していきます。今後も住民のニーズを把握しながら、小児医療のさらなる充実が図られるよう取り組みます。
- ・今後も保護者の経済的負担の軽減と事業の周知等のPRに努めます。

②医療費支援制度の充実

- ・町独自の子どもの医療費助成事業を引き続き実施します。
- ・未熟児医療助成事業を引き続き実施し、経済的負担削減に取り組みます。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
子どもの医療費助成事業	町内在住の0歳～18歳のこどもの医療費を助成し、保護者の負担を軽減する。	継続実施
未熟児医療助成事業	未熟児医療の対象者の費用の一部を助成し、保護者の負担を軽減する。	継続実施

(4) 保育サービスの充実

【現状と課題】

本町では、増加する保育所入所のニーズに応じて施設の確保に努め、これまで待機児童ゼロの保育の提供を実現しています。保育所・認定こども園・幼稚園等における延長保育や一時預かり事業等の多様なサービスを充実させるとともに、病児・病後児保育など、多様なニーズにも対応しました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、令和元年度調査と比較すると、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用が増加しており、「認定こども園」が47.5%と最も高く、次いで「認可保育所」が26.9%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が16.1%となっており、令和元年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。

母親の現在の就労状況についてみると、「フルタイムで就労している」が38.8%と最も高く、令和元年度調査と比較すると、「フルタイムで就労している」の割合が増加しており、保育ニーズの増加が見込まれます。

今後も、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。また、こどもの病気やけがなどのときに対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。

【施策の方向性】

①保育サービスの充実

- ・こどもの幸せを第一に、利用者の生活実態やニーズを十分にふまえてサービスの提供体制の整備に努めます。
- ・利用する施設やニーズに合わせて、延長保育や一時預かり事業、障がい児保育を推進します。また、円滑に事業が実施されるよう施設の運営支援に努めます。
- ・保育サービスの質を確保する観点から、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保のため、保育士等キャリアアップ研修等の参加を推進します。また、保育従事者の就業継続の観点から、新たな人材確保策を検討します。

②病児病後児保育事業の充実

- ・基山町病後児保育室において、病後児保育を実施します。
- ・病児・病後児保育事業の周知を図り、利用促進に努めます。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
保育需要に応じた教育・保育施設等の確保	保育ニーズに対応するための教育・保育施設等について計画的な整備、認定等を実施する。	継続実施

事業名	内容	計画期間における方向性
延長保育事業	保護者の就労状況等に応じて、保育所等の開所時間内で延長保育を実施する。	継続実施
一時預かり事業（幼稚園型）	保護者の就労状況等に応じて、幼稚園等の開所時間内で預かり保育を実施する。	継続実施
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等で一時預かりを実施する。	継続実施
障がい児保育事業	障がい児に対する適切な保育を行う。	継続実施
病後児保育事業	病気回復期で集団保育が困難なこどもの保育を行う。	継続実施
病児・病後児保育利用料助成事業	病児・病後児保育事業の利用者促進及び保護者の負担軽減のため、利用料を一部助成する。	新規追加
保育士・幼稚園教諭の資質向上	保育士・幼稚園教諭の資質及び専門性向上、幼児教育と小学校教育の連携・接続強化、家庭の教育力向上、配慮が必要なこどもへの支援体制充実のため、研修参加の推進と協力体制の充実を図る。	新規追加
保育士等の確保支援	保育士等の就職希望者と、求人募集する保育所・認定こども園・幼稚園との調整を行い、無料職業紹介所でのスムーズな就職等を支援することにより、保育士や幼稚園教諭等の安定的な人材の確保を図る。	新規追加
子育て支援員の養成	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心がある方に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するため、県が主催する養成研修への推進を図る。	新規追加

(5) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

【現状と課題】

本町では、就学前教育から小学校教育への移行期支援を実施しています。

今後も、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。

【施策の方向性】

①教育環境の整備

- ・安全な教育の実施のため、教育機材の充実や環境の整備を推進します。

②関係機関との連携強化

- ・幼保小連絡協議会の充実を図ります。また、相互に訪問する機会を増やすなどして、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校の連携の強化を図ります。
- ・就学前教育から小学校教育への移行期支援として、教育・保育施設等と連携した事業を推進します。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
私立幼稚園運営費補助金	幼児教育の振興と教育内容の充実を図る。	継続実施
幼保小連絡協議会	幼児教育から小学校教育への適切な移行など就学前教育の一貫性を図るため、家庭や保育所・認定こども園・幼稚園、小学校、行政等と情報交換や交流活動を行う。	継続実施
トータルコーディネーター事業	子育ての悩みなどを相談できる子育てネットワークコーディネーターを配置する。	継続実施
4歳児就学準備事業	就学準備として、4歳児を対象にそれぞれのこどもの得意なこと苦手なことを調査する。	継続実施
フォローアップ支援事業	就学前教育から小学校教育への移行期支援として、町内の5歳児を対象に成長のバランスを整えるためのフォローアップ事業を実施する。	継続実施
小学校体験教室事業	就学による環境の大幅な変化への不安や緊張が緩和されるよう、5歳児とその保護者を対象に講話等を行う。	継続実施

(6) 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

本町では、きやま子育て交流広場で親子遊びの会やプレイルームの無料開放などを行い、相談事業では、来館や電話による相談を行いました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、地域子育て支援拠点事業の利用意向については、前回調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が増加しています。

今後も、町の子育て支援事業については、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進め、生まれる前から乳幼児期までの支援の連続性を維持できるよう、より多くの相談先や、適切な子育て支援サービスなどからの情報提供、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

【施策の方向性】

①子育てに関する相談・情報提供の充実

- ・基山っ子みらい館において、子育てコンシェルジュ、保育士、保健師、栄養士等による相談事業の充実を図ります。また、こども家庭センターや関係機関との連携を強化し、様々な事例に対応できる体制づくりに努めます。
- ・妊娠から出産、育児に関する情報を集約した「子育てガイドブック」や、子育て交流広場が発行する「きやまっ子だより」などを活用し、子育て関連情報の集約・提供の充実を図ります。また、内容については適宜見直し、より分かりやすい情報提供に努めます。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
子育て交流広場運営事業	乳幼児の親子が自由に集い、情報交換や交流ができる場を提供する。	継続実施
ファミリーサポートセンター事業の推進	保護者の就労や病気、けが、リフレッシュなどにより育児の援助が必要なときに、アドバイザーが育児のサポート会員の紹介や日時の調整を行う。	継続実施
きやま子育てガイドブックの発行	妊娠から出産、育児に関する情報を集約した誰にでも分かりやすい子育て情報誌を作成する。	継続実施

基本目標 3 （こどもの成長に応じた）学童期・思春期の支援の充実

（１）教育と学びの保障

【現状と課題】

本町では、豊かな自然環境のなかで、地域ぐるみ、社会総がかりで、総合的な子育てと子育て環境を整備し、豊かな人間性や社会性を育むことを目指す基山町教育大綱を掲げ、オール基山で人を育てる教育力の高いまちを目指しています。

今後も、家庭環境や経済状況にかかわらず、全てのこどもが差別なく質の高い教育を受けられるよう、そして生涯にわたる学びへと接続できるよう、学びの連続性を保障する必要があります。そのための教育環境の整備や教育人材の育成や確保が必要です。

小学生の保護者のアンケート調査では、基山町に対して、子育て支援で充実に図ってほしいことについて、「放課後児童クラブを増やしてほしい」が59.2%と最も高くなっています。

今後も、「放課後児童クラブ」の利用希望が多いことから、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保していくことが必要です。また、自宅で過ごすことを希望するこどももあり、放課後児童クラブ以外の地域のこどもたちが安心して過ごせる多様なニーズに対応していくことも必要です。

【施策の方向性】

①質の高い教育が受けられるような環境の整備

- ・こどもたちが自ら学ぶ意欲を育み、自身の能力を最大限に伸ばすことができるように、また、家庭環境に左右されず自分の夢に挑戦できるように質の高い教育が受けられるような環境の整備を行います。

②学校をプラットフォームとした総合的な子ども・子育て施策

- ・学校をプラットフォームとした総合的な子ども・子育て施策を展開し、こどもの成長・発達段階に合わせた切れ目のない支援を行います。支援の必要性が高いと思われるこども・家庭については家庭や関係機関との連携を強化し、家庭環境の改善に取り組めます。

③小学校生活が円滑にスタートできる環境の整備

- ・未就学期には保育所・認定こども園・幼稚園等関係機関のネットワーク機能を充実させ、こどもたち自身の学ぶ意欲を高めるとともに小学校生活が円滑にスタートできる環境を整備します。

④学習支援の充実

- ・小学校・中学校期には全てのこどもの学力を保障するため、学校と関係機関が連携して学習支援の充実を目指します。

⑤放課後児童クラブ事業等の充実

- ・専門的な知識をもった支援員をクラブに派遣し、クラブの支援員や補助員に対して研修等を実施し、資質の向上を図ります。

【 主な事業と事業内容 】

事業名	内容	計画期間における方向性
放課後児童クラブ事業	支援員・補助員の資質向上を図りながら、適切な運営を行い、受け入れ体制を整備する。	継続実施
ii（あいあい）ゼミ	放課後補充学習を通して、学習意欲の向上や学習習慣の形成につなげる。	継続実施

(2) 学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

本町では、スクールカウンセラーが不登校傾向の児童生徒や保護者への支援を行いました。また、学校環境整備として電子黒板やエアコン、一人一台端末などを整備し、学校ICT支援員が個別支援を行っています。育英資金の貸付金額増額や償還期間延長も進め、学生支援を強化しました。

今後も、児童生徒一人一人の成長に着目し、一人一人を確実に伸ばす教育が必要です。また、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が求められます。

また、アンケート調査では、『自分にはよいところがある』と思う割合は小学生、中学生ともに9割以上と高くなっている一方、自己肯定感が低いこどももあり、自分の良いところを見つけられるような支援が必要です。

こどもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感を高めるとともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が必要です。

【施策の方向性】

①教育相談の充実

- ・いじめ、虐待、不登校、保健室登校など児童生徒の様々な悩みに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家による相談体制の充実に努めるとともに、引き続き家庭、学校、地域、関係機関との連携強化を図ります。
- ・教育委員会に設置した、電話による「心の悩み相談」窓口において、様々な相談に対応します。
- ・カウンセリングの相談日について、緊急時には学校間で調整するなど、柔軟に対応します。

②確かな学力の向上

- ・知識や技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力まで含めた確かな学力を身につけさせることが重要であることから、一人一人に応じたきめ細かな指導方法等について工夫改善を図ります。
- ・各校の校内研修体制の充実を図るとともに専門的知識、技能をもつ外部人材や地域の人材活用に一層取り組みます。
- ・放課後や長期休業中に補充学習をすることにより、基礎学力の定着と学ぶ楽しさを味わわせ、学習習慣の確立を推進します。

③教育環境の充実

- ・教育施設の計画的な改修・改築を検討します。
- ・安全でゆとりある教育環境の確保のため、計画的な施設整備等を実施します。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核として、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、学校における様々な課題に対応し、充実を図ります。

- ・ 特別な支援を要する児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置するなどして、学習や生活のサポート等を適切に行います。
- ・ 若基小学校の小規模特認校としての魅力を高め、学校規模の適正化に努めます。

【 主な事業と事業内容 】

事業名	内容	計画期間における方向性
スクールカウンセラー配置事業	児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を派遣し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。	継続実施
放課後・長期休業補充学習等支援事業	放課後や長期休業中に補充学習をすることにより、基礎学力の定着と学ぶ楽しさを味わわせ、学習習慣の確立を推進する。	継続実施
デジタル化の推進	一人一台端末を有効活用できるようＩＣＴ支援員を配置するなどして、一人一人に応じたきめ細かな教育を行い、学力の向上を図る。	継続実施
校舎及び体育館大規模改修事業	校舎及び体育館の老朽化に伴う大規模改修等を行い、教育環境の充実を図る。	継続実施
小規模特認校制度	教室数や放課後児童クラブに余裕のある若基小に基山町全域からの通学を認め、制服やコミュニティバス代の補助を行う。	継続実施

(3) 児童の健全育成

【現状と課題】

本町では、精力的に子どもクラブ活動を実施しており、行政区ごとに設置しています。区対抗のスポーツ大会や、自然体験活動、各区子どもクラブの中で活動できるリーダーの育成等を行いました。

小学生の保護者のアンケート調査では、基山町に対して、子育て支援で充実を図ってほしいことについて、「こどもが自ら成長できるような体験活動を増やしてほしい」が26.9%と上位に挙がっています。

地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むことが必要です。誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進することが必要です。

【施策の方向性】

①地域ぐるみの育成体制の確立

- ・ 青少年育成町民会議や青少年問題協議会、子どもクラブ等、各団体間の連絡調整を密にし、活動の充実に努めます。
- ・ 子どもクラブにおいて、こどもに興味をもってもらえるような、新しい企画を取り入れることを検討し、関係者と連携を図ります。

②こどもの居場所づくり及び交流の場の確保

- ・ こどもの遊び場や保護者の交流の場を確保します。
- ・ 地域と学校が連携・協力し、多様な体験活動を推進します。

③社会福祉協議会・各種団体等の活動の支援

- ・ 地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会の組織体制の強化を積極的に支援し、活動の活性化を促します。
- ・ 民生委員・児童委員や各種団体などの支援に努め、地域社会との交流促進を図ります。
- ・ 自治会（区・組合など）、子どもクラブ、スポーツクラブなど町で組織化している団体や自主グループ等と協力し、地域の福祉に関われるような活動の支援に努めます。
- ・ 子どもクラブ、町青少年育成町民会議等と連携し、こどもたちの健全育成の充実を図ります。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
子どもクラブ事業の促進	スポーツ大会・自然体験活動等を通し、こどもの健康維持・増進を図り、校区や学年を超えた交流を促進する。	継続実施

事業名	内容	計画期間における方向性
子どもの居場所づくり教室事業	学校・家庭・地域が連携・協力し、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進する。	継続実施
中学生職場体験活動の受け入れ	基山中学校が行う２年生職場体験活動の受け入れを行う。	継続実施
青少年育成町民会議の開催（自然体験活動等）	講演会や看板の設置やパトロールなどの活動の実施、自然体験活動を主催している。	継続実施
世代間交流事業（社会福祉協議会）	自治会（区・組合など）、子どもクラブ、スポーツクラブなど町で組織化している団体や自主グループ等と協力し、地域の福祉に関わるような活動の支援を実施する。	継続実施

(4) 思春期の保健対策の充実と次代の親の育成

【現状と課題】

本町では、学校保健を中心に、性教育に関する事業や薬物乱用防止教室、防煙教育等を実施し、思春期の保健対策の充実を図りました。また、妊婦体験・赤ちゃん人形抱っこ体験等を行いました。

こどもが、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らにあったサポートを受けたりできるよう、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を推進することが必要です。

今後も、社会全体の活動を通して、道德教育や児童生徒の豊かな心・健やかな体の育成に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

①豊かな心・健やかな体を育む教育の推進や啓発

- ・心身に関わる教育や普及啓発活動を進めていきます。
- ・いじめの未然防止教育を推進します。
- ・総合教育会議等を活用した日常的な関係機関との連携の促進を図ります。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
豊かな心・健やかな体を育む教育の推進や啓発活動	性や薬物、防煙など心身に関わる教育や普及啓発を行う。	継続実施
体験活動の推進	家庭や学校、地域での交流や体験活動を通して、道德教育の充実と「いのち」について考える機会の充実を図る。	継続実施
SOSの出し方に関する教育の推進	児童生徒が、辛いときや苦しいときには周りに助けを求めても良いということについて教える教育を推進します。	継続実施
教職員に対するゲートキーパー養成研修会の開催	教職員に対し、こどもが出したSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止め、対応するか等についての理解を深めるために研修会を開催します。	継続実施

(5) 不登校、ひきこもり等に対する取組の推進

【現状と課題】

若者のアンケート調査では、外出に関することについて、ほとんど家におり外出しない人もおり、そのきっかけについて、「人間関係がうまくいかなかった」、「病気やけがをした」、「不登校（小学校・中学校・高校）」、「受験に失敗した（高校・大学等）」等の理由が挙がっています。

不登校のこどもへの支援については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備やＩＣＴ等を活用した学習支援、ＮＰＯやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、積極的に支援することが必要です。

【施策の方向性】

①連携した対策の充実

- ・ひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関へのつなぎを行い、当事者の居場所となる場を開設し、必要な相談や助言、指導を行います。
- ・いじめ防止、早期発見の取組を強化するとともに、不登校のこどもへの相談支援等を充実します。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
こども家庭センター事業【再掲】	こどもや若者、妊産婦、子育て当事者からの様々な質問・相談に対応する総合相談を行う。	継続実施
要保護児童対策地域協議会の運営【再掲】	関係機関との連携強化や情報共有のため定期的な会議を開催し、必要に応じて役割分担により早急な対応を行う。	継続実施
教育支援センター（まいるーむ）の充実	様々な理由で学校に足を向けることが難しい小中学生に、きめ細かな支援を行う。	継続実施
別室における学校生活支援事業	基山小・中学校の校内に、校内教育支援センターを設置し、自立支援や学習支援を行う。	継続実施

基本目標 4 （こどもの成長に応じた）青年期の支援の充実

（１）若者の修学・就職支援

【現状と課題】

中学生のアンケート調査では、将来の進学について、「大学（大学院を含む）・短期大学まで」が65.0%と最も高くなっています。

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施することが求められます。

また、若者のアンケート調査では、将来に関することで不安に思っていることについて、「経済的なこと」が53.1%と最も高く、次いで「就職・仕事のこと」が48.6%となっています。

自身の望む生活の実現に向けて、社会で活躍している人と関わる機会や、職場体験などの働く経験、社会にどのような仕事があるのかを把握できる学ぶ機会等を充実することが必要です。

【施策の方向性】

①修学・就職支援

- ・本町出身の意欲ある優秀な学生で、高校や大学などへの就学が困難な人を対象に奨学金を貸与するとともに、新規卒卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を開催するなど、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
育英資金貸付基金事業	本町出身の意欲ある優秀な学生で、高校や大学などへの就学が困難な人を対象に奨学金を貸与する。	継続実施
基山・広域合同企業説明会の開催	若年層、新規卒卒院卒者及び中途採用希望者を対象とした合同企業説明会をハロワーク鳥栖、基山町商工会などと連携して開催する。	継続実施

(2) 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援

【現状と課題】

若者のアンケート調査では、将来結婚したいかについて、「結婚したい」が42.5%と最も高く、結婚について抱いている不安として、「適当な相手にめぐりあえるか」が63.2%と最も高く、次いで「経済的な面」が48.7%となっています。そのため、経済や生活の安定や結婚相手との出会いの機会・場の創出支援が求められます。また、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援が必要です。

【施策の方向性】

① 出会いや結婚の支援

- ・ 出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進します。
- ・ 結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
出会い・結婚応援事業	結婚したいけれど出会いがない等、真面目に出会いを求める独身男女の支援を実施する。 出会いサポートセンターでの婚活サポートに加え、出会いの場を提供するイベント等を実施し、若者の出会い・婚活を支援する。	継続実施
結婚新生活支援補助金事業	結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（住居費用・引越費用）を補助する。	継続実施
不妊治療費助成事業	不妊治療にかかる費用の一部を助成する。	継続実施
パパママ教室の実施	個別に応じて、沐浴体験や妊婦体験を実施し、妊娠中から産後の心身の変化や新生児との生活について学ぶ場を実施する。	継続実施
子育て・若者世帯の住宅取得補助金事業	子育て・若者世帯を対象に、定住を目的とした住宅の取得に係る費用の一部を補助する。	継続実施

基本目標 5 子育て当事者への支援の充実

(1) 子育て相談のワンストップ化

【現状と課題】

本町では、こども家庭センターにおいて、保健師や子育て支援コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる様々な質問・相談に対応しています。

若者のアンケート調査では、悩み事を誰かに相談したいと「思う」が39.5%と最も高く、次いで「少し思う」が27.7%、「非常に思う」が20.3%となっています。

乳幼児の保護者や小中学生、青少年、及びその保護者の抱える不安や悩みが少しでも解消できるよう、こども家庭センターや保育所、基山っ子みらい館、保健センター等の事業の推進が必要です。

【施策の方向性】

①こども家庭センターの相談対応機能の強化

- ・専門支援コーディネーターとして、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターを配置し、妊娠期から出産後、子育て期を通しての様々な相談や悩みに対応します。

②関係機関との連携強化

- ・妊娠期から就学前まで切れ目のない支援の実施のため、基山っ子みらい館、保健センター、児童相談所、民生委員・児童委員など、関係各機関と連携強化を図ります。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
こども家庭センター相談対応機能の強化	こどもや若者、妊産婦、子育て当事者からの様々な質問・相談に対応する専門の職員を配置し、総合相談を行う。	継続実施
母子保健事業と児童福祉事業の連携	妊産婦・乳幼児とその家族の健やかな成長・発達を支援する母子保健事業と様々な子育て支援サービスを実施する児童福祉事業により、こどもと子育て世代のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する。	継続実施

(2) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

本町では、子育て支援サービスを行っている団体、機関などの子育て支援関係団体とのネットワークを構築し、情報交換や施設PR等で連携を図り、子育て支援事業を推進しました。

今後も、就労する保護者の増加など、変化する生活様式に合わせた、利用しやすい事業の工夫や関係機関・団体との連携、事業の周知を図るための情報提供の充実が必要です。

【施策の方向性】

①子育て支援のネットワークづくり

- ・子育て支援サービスを行っている団体、機関などの子育て支援関係団体とのネットワークを構築し、情報交換や施設PR等で連携を図り、子育て支援事業を推進します。

②子育て支援サービスの情報提供機能の充実

- ・利用者の視点に立った「受け取りやすい」、「わかりやすい」、「利用しやすい」形での情報提供に努めます。また、子育て世代にも親しまれる広報紙やホームページの作成等に取り組みます。

③子育てに関する意識啓発

- ・広報紙やホームページを利用した情報提供等を充実させるとともに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域での子育て支援に関する意識啓発を図ります。

④子育ての仲間づくりの支援

- ・「きやま子育て交流広場」の交流事業や福祉交流館のPRを図り、子育て中の保護者や世代間の交流を推進します。
- ・「きやま子育て交流広場」の育児サークル支援事業の充実を図り、親子で一緒に参加できる遊びや行事などの地域の取組・活動を奨励するとともに、地域活動を通じた子育て支援グループづくりを支援します。
- ・育児教室開催時の保育スタッフの確保を検討します。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
地域子育て支援事業の情報提供	利用者の視点に立った「受け取りやすい」、「わかりやすい」、「利用しやすい」形で、情報を提供する。	継続実施
育児サークル等の活動促進	子育てサークル等の活動を推進するため、育成や子育て支援に係る情報の収集・提供を行う。	継続実施

(3) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【現状と課題】

本町では、パンフレットの配布や広報等による意識啓発について、広報紙への記事の掲載、図書館で関連図書の特設コーナーの設置により町民への啓発活動を行いました。男女共同参画セミナーを毎年、町民・町職員向けに行っており、令和6年度は「多様な視点で考える、地域の防災」（防災とジェンダー）と題し、大学教授にご講演いただきました。

また、地元で働きたい求職者と町内求人事業所等とのマッチングを図るとともに、子育て世代の就労促進のため、基山っ子みらい館において、求人情報の掲示や子育て世代就活応援セミナーを開催しました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、就学前児童の父母の育児休業の取得状況については、父親は「取得していない」が77.2%と多くなっている一方、「取得した」は20.8%となっており、令和元年度調査結果より増加しています。

母親は「取得した」が63.9%で、令和元年度調査結果より増加しています。

また、仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることにについて、「自分が病気・けがをしたときや、こどもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」、「こどもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」の意見が挙がっています。

今後も、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも保育所の入所状況の改善や働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が求められています。

【施策の方向性】

①仕事と生活の調和の意識啓発・情報提供

- ・「第2次基山町男女共同参画推進プラン」に沿って、意識啓発を推進します。
- ・男性が育児等に参加するイベントや、各種講座や教室を開催することにより、男女共同参画社会に関する学習機会の創出に努めます。
- ・広報やホームページなどに掲載し、女性の就労や男性の育児についての意識啓発に努めます。
- ・男女雇用機会均等法に基づき、事業所等に対して関係法制度等の広報、啓発、情報提供を推進します。

②特定事業主行動計画の推進

- ・町が率先して、男女共同参画の職場づくりに取り組みます。

③仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ・保育サービスや教育・保育の場の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援する体制の充実を図ります。
- ・事業所内託児所や子ども・子育て支援新制度による事業所内保育（地域型保育）の整備を推進し、働きやすい環境づくりに関して、事業所等への啓発を推進します。

- ・基山町無料職業紹介所や基山っ子みらい館を活用した就労支援等に取り組み、職業生活と家庭生活との両立を推進します。
- ・貴重な人材が仕事と育児を両立させ、安心して働き続けられる環境を整備するため、企業経営者や人事労務担当者に向けたセミナーや個別支援・相談会等の実施を検討します。

【 主な事業と事業内容 】

事業名	内容	計画期間における方向性
パンフレットの配布や広報等による意識啓発	令和3年3月に策定した「第2次基山町男女共同参画推進プラン」に沿って、意識啓発を推進する。	継続実施
基山町無料職業紹介所の運営	求人情報の収集・提供、求職者への職業紹介等を行う。	継続実施

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

本町では、ひとり親家庭が自立し安定した生活を営み、安心してこどもの健やかな育成を図るために、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、各種制度の周知徹底や、自立及び就業のための環境づくりの支援を推進しました。

今後も、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われることが必要です。また、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化が必要です。

【施策の方向性】

①自立支援の推進

- ・母子・父子・寡婦福祉貸付金、児童扶養手当などの各種助成制度について、広報誌、ホームページ、子育てガイドブック等での周知を図ります。
- ・基山町無料職業紹介所や公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を十分に行い、効果的な就業支援の実施に努めます。
- ・雇用確保をめざすための職業訓練の案内等を行います。

【主な事業と事業内容】

事業名	内容	計画期間における方向性
ひとり親医療費家庭等医療費助成事業	母子（父子）家庭の母・父及び児童等が病院で診療を受けた場合の医療費の自己負担金を、県と町が助成を行う。	継続実施
児童扶養手当等の申請手続きのサポート	児童を養育するひとり親家庭の父または母等に支給される手当等の申請手続きについてサポートを行う。	継続実施
自立支援の推進	安定した生活を送れるように職業訓練等の案内等を行う。	継続実施
佐賀県ひとり親家庭サポートセンターとの連携	ひとり親家庭や寡婦の方の各種相談に応じるとともに、生活指導や就職支援等を行う。	継続実施



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、町民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本町においては、町民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、町内全域で一つと設定していました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、町内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定のこどもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用を希望するこども（2号（学校教育の希望が強いもの）と表記）	保育所 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望しているこども	
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

【 支給認定の基準 】

保育が必要な 事由	①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間勤務などを含む） ②就労以外の事由（保護者の疾病・障がい、妊娠・出産、親族の介護・看護、災害復旧、虐待やDVの恐れがあることまたそれらに類するものとして本町が定める事由）
保育の必要性	①保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した利用 （就労時間の下限時間を1か月あたり121時間と設定） ②保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （就労時間の下限時間を1か月あたり56時間と設定）
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、生活中心者の失業、お子さんに障がいがある場合、虐待やDVの恐れ、社会的擁護の必要性など

（４）量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

町民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保の方策」を定めることとしています。

利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて、事業ごとに「量の見込みと確保の内容」や「確保の方策」をまとめました。

<施設型給付>

保育園（所）	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。
幼稚園	学校教育法に定める、3～5歳児に対して保育を行う施設（学校教育法第22条）です。幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。
認定こども園	幼稚園・保育園（所）などのうち、①就学前のこどもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

<地域型保育事業>

家庭的保育 （保育ママ）	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が少人数（5人以下）で家庭的雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が少人数（6人～19人）で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がいや病気などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅において1対1で保育を行います。
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、会社や事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育を行います。

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

【 令和7年度 】

単位：人

		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育 の希望が 強いもの	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	基山町	97	26	322	65	91	104
	他市町	18	2	0	0	1	0
量の見込み合計（A）		115	28	322	65	92	104
確保量							
特定教育・保育施設		町内13 他市町24	町内5	町内345 他市町4	町内64	町内79	町内84
	保育園（所）			135	30	30	35
	認定こども園	13	5	210	34	49	49
確認を受けない幼稚園		町内73 他市町5	町内23				
特定地域型保育事業					町内13 他市町1	町内20 他市町1	町内29
	小規模保育				13	20	29
	家庭的保育						
	居宅訪問型保育						
	事業所内保育						
確保量合計（B）		115	28	349	78	100	113
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	27	13	8	9

【 令和8年度 】

単位：人

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育 の希望が 強いもの	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	基山町	97	26	327	65	92	103
	他市町	18	2	0	0	0	1
量の見込み合計（A）		115	28	327	65	92	104
確保量							
特定教育・保育施設		町内13 他市町24	町内5	町内345 他市町4	町内64	町内79	町内84
	保育園（所）			135	30	30	35
	認定こども園	13	5	210	34	49	49
確認を受けない幼稚園		町内73 他市町5	町内23				
特定地域型保育事業					町内13	町内20 他市町1	町内29 他市町1
	小規模保育				13	20	29
	家庭的保育						
	居宅訪問型保育						
	事業所内保育						
確保量合計（B）		115	28	349	77	100	114
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	22	12	8	10

【 令和9年度 】

単位：人

		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育 の希望が 強いもの	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	基山町	98	26	329	64	90	103
	他市町	18	2	0	1	0	0
量の見込み合計（A）		116	28	329	65	90	103
確保量							
特定教育・保育施設		町内13 他市町24	町内5	町内345 他市町4	町内64	町内79	町内84
保育園（所）				135	30	30	35
認定こども園		13	5	210	34	49	49
確認を受けない幼稚園		町内74 他市町5	町内23				
特定地域型保育事業					町内13 他市町1	町内20	町内29 他市町1
小規模保育					13	20	29
家庭的保育							
居宅訪問型保育							
事業所内保育							
確保量合計（B）		116	28	349	78	99	114
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	20	13	9	11

【 令和 10 年度 】

単位：人

		令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育 の希望が 強いもの	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	基山町	97	26	325	63	88	102
	他市町	18	2	0	0	1	0
量の見込み合計（A）		115	28	325	63	89	102
確保量							
特定教育・保育施設		町内13 他市町24	町内5	町内345 他市町4	町内64	町内79	町内84
	保育園（所）			135	30	30	35
	認定こども園	13	5	210	34	49	49
確認を受けない幼稚園		町内73 他市町5	町内23				
特定地域型保育事業					町内13 他市町1	町内20 他市町1	町内29
	小規模保育				13	20	29
	家庭的保育						
	居宅訪問型保育						
	事業所内保育						
確保量合計（B）		115	28	349	78	100	113
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	24	15	11	11

【 令和 11 年度 】

単位：人

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育 の希望が 強いもの	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	基山町	97	26	324	62	88	100
	他市町	18	2	0	0	0	1
量の見込み合計（A）		115	28	324	62	88	101
確保量							
特定教育・保育施設		町内13 他市町24	町内5	町内345 他市町4	町内64	町内79	町内84
保育園（所）				135	30	30	35
認定こども園		13	5	210	34	49	49
確認を受けない幼稚園		町内73 他市町5	町内23				
特定地域型保育事業					町内13	町内20 他市町1	町内29 他市町1
小規模保育					13	20	29
家庭的保育							
居宅訪問型保育							
事業所内保育							
確保量合計（B）		115	28	349	77	100	114
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	25	15	12	13

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士等の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、幼保小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができないなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）こどもが増加する傾向にあるなか、幼児期の学校教育（保育所・認定こども園・幼稚園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、こどもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、こどもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・保育士等の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

こども及びその保護者が、保育所・認定こども園・幼稚園での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型	2	2	2	2	2
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【 概要 】

保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施します。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	355	357	358	353	349
確保方策（B）	355	357	358	353	349
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長してこどもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(3) 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

【 概要 】

小学校に通うこどもで、その保護者が就労等によって家庭にいない場合、授業の終了後、遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図ります。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	321	316	299	273	246
1年生	107	101	91	76	71
2年生	98	96	90	82	68
3年生	60	69	66	63	56
4年生	43	35	40	38	37
5年生	12	14	11	13	13
6年生	1	1	1	1	1
確保方策（B）	336	336	336	336	336
差引（B）－（A）	15	20	37	63	90

【 今後の方向性 】

利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、夏休み等の長期休業中においては、一時的に利用者が増加するため、弾力的な利用をもって確保します。

また、利用料については、今後見直しを検討してまいります。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったことについて、児童養護施設などにおいて宿泊等を伴う必要な保護を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

① ショートステイ

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	65	68	72	67	66
確保方策（B）	65	68	72	67	66
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

② トワイライトステイ

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	10	10	10	10	10
確保方策（B）	10	10	10	10	10
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

実情に応じて利用希望があった場合は、町内の児童養護施設にて対応し、支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

乳児のいる全家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言・その他の支援を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	113	112	111	110	109
確保方策(B)	113	112	111	110	109
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問に努めていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

乳児全戸訪問事業等により把握したこどもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、保健師等によって継続的に家庭を訪問し、養育に関する支援を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

ニーズ調査による利用傾向はありませんでしたが、実情に応じて利用希望があった場合は対応を検討します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供します。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	11,498	11,551	11,576	11,433	11,315
確保方策（B）	11,498	11,551	11,576	11,433	11,315
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を整備していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

(8) 一時預かり事業（幼稚園型）

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等、主に昼間において幼稚園等で一時的に預かる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1, 749	1, 773	1, 784	1, 763	1, 752
確保方策（B）	1, 749	1, 773	1, 784	1, 763	1, 752
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実していきます。

また、その他保育ニーズが高い利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

(9) 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、保育所・認定こども園、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	314	315	315	312	308
確保方策（B）	314	315	315	312	308
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

保育所・認定こども園、その他の場所において一時預かり事業は、利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

【 概要 】

こどもが病気の際に保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合、保育所、認定こども園、病院、診療所その他の施設において、こどもを一時的に預かり、保育を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	55	55	55	52	52
確保方策（B）	55	55	55	52	52
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

利用者のニーズに適切に対応しつつ、引き続き関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。

(11) ファミリーサポートセンター事業

【 概要 】

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、こどもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	140	140	140	140	140
確保方策（B）	140	140	140	140	140
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

多様化するニーズに適切に対応するため、講習会の実施等により提供会員の資質向上を図ります。

今後も、活動件数の増加に向けて、活動内容の充実を図りながら提供会員の確保に努めます。

(12) 妊婦に対する健康診査事業

【 概要 】

こどもが健やかに生まれ成長していくことができるよう、健康診査を通じて妊婦や胎児の健康保持及び疾病予防、早期発見を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1, 582	1, 568	1, 554	1, 540	1, 526
受診者数	113	112	111	110	109
検診回数（延べ）	14	14	14	14	14
確保方策（B）	1, 582	1, 568	1, 554	1, 540	1, 526
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

また、受診対象者全員が受診できるように、見込まれる量に対して体制を確保します。

(13) 産後ケア事業

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後１年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	6	6	6	6	6
宿泊型	3	3	3	3	3
通所型	1	1	1	1	1
訪問型	2	2	2	2	2
確保方策（Ｂ）	6	6	6	6	6
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援をしていきます。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	113	112	111	110	109
確保方策（B）	113	112	111	110	109
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

いつでもかかりつけの相談機関とつながり、身近で相談できる安心感をもってもらい、「孤育て化」を防止します。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所に預けられるようにする制度です。

令和8年度からの実施に向けて、国から示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。

【 確保策 】

単位：時間、人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
〈必要受入時間数〉		503	503	496	490
0歳		153	153	153	153
1歳		223	223	216	210
2歳		127	127	127	127
〈必要定員数〉		4	4	4	4
0歳		1	1	1	1
1歳		2	2	2	2
2歳		1	1	1	1

【 今後の方向性 】

令和8年度からの実施に向けて、国から示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備します。

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍することどもの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事業です。

(17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

第6章

計画の推進

1 推進体制

本計画は、基山町における総合的なこども施策にかかる指針であり、推進にあたっては、こどもや子育て支援、教育、福祉、保健、医療、労働などの分野に関連する課と十分な連携を図り、事業を推進していきます。

また、本計画の推進のためには、役場だけでなく、こども・若者の育みに関係する民間団体・町民ネットワーク及び地域住民の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供していくとともに、行政と各種団体、地域住民との協力を強化します。

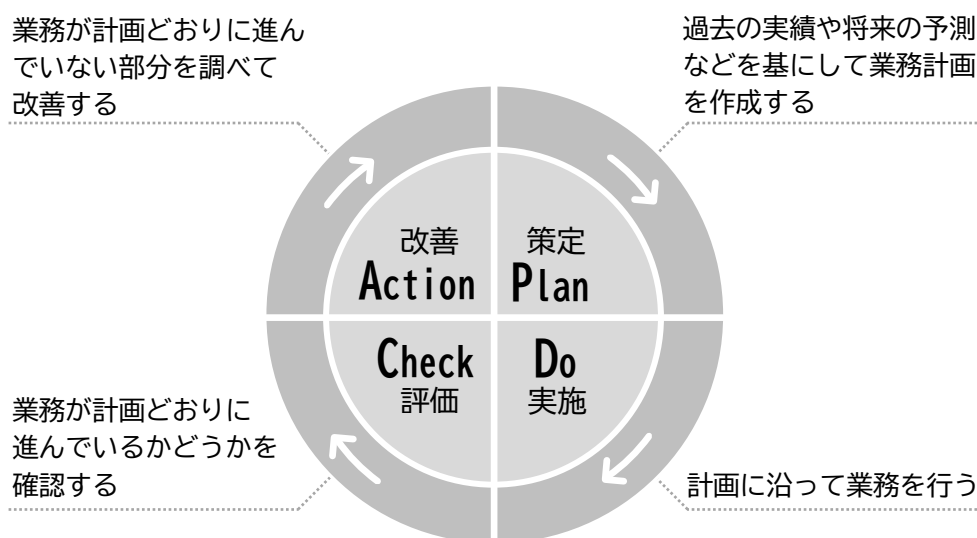
さらに、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の進捗管理・評価

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「基山町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施します。

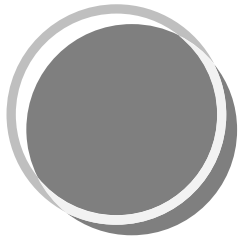
各年度において、施策の実施状況や実績等について点検・評価します。

また、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、点検・評価結果に基づいて、対策の実施や、必要に応じて内容の見直しを行い、事業の進捗を図ります。



3 こども・若者の意見を施策に反映する取組

令和5年4月に施行された「こども基本法」においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として明示されており、本計画に掲げる施策の推進においては、こどもの意見やニーズを把握するように努め、こどもの意見を尊重しながら取組を進めていきます。



資料編

1 基山町子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日条例第16号

改正

平成26年12月12日条例第32号

令和5年3月13日条例第2号

基山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本町に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に規定する合議制の機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、基山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条に定める次世代育成支援対策地域協議会が所掌する事務を処理するとともに、町が実施する子どもに関する施策のうち、町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ調査審議する。

(組織及び任期)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 社会福祉行政全般を支援する業務に従事する者
- (4) 母子保健に関する施策の推進に従事する者
- (5) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に係る業務に従事する者
- (6) 公募による子どもの保護者
- (7) 事業主及び労働者
- (8) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議録)

第6条 会長は、子ども・子育て会議ごとに会議録を作成し、会長が指名した委員2人とともに署名しなければならない。

(答申)

第7条 会長は、子ども・子育て会議が町長の諮問事項を決議したときは、速やかに町長に答申しなければならない。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月12日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月13日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 基山町子ども・子育て会議 委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職
学識経験を有する者	◎ 野口 美乃里	西九州大学短期大学部幼児保育学科 教授
	永富 達也	九州龍谷短期大学保育学科 講師
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	檜崎 圭介	たんぽぽこども園 園長
	鶴丸 佐代子	基山バディ認定こども園 園長
	埋金 由美	見真幼稚園 教務
	杉原 伸介	ちびはる保育園 基山園 園長
	藤田 真由美	基山保育園 主任保育士
	○ 毛利 博司	基山町社会福祉協議会 事務局長
	調 淨信	子ども家庭支援センター和合 代表
母子保健関係者	桑原 絵里奈	健康増進課 保健師
児童健全育成関係者	天野 雄二	基山小学校 校長
	水田 貴久子	教育学習課 指導主事
	中村 圭一郎	教育学習課 学校教育係
	平野 かすみ	民生委員児童委員 副会長
事業主及び労働者	鎌田 怜那	一般社団法人マミリア 代表理事
	吉田 静代	お話サークル まあまぼけっと 代表

◎：会長 ○：副会長

3 基山町こども計画策定経過

年 月 日	内 容
令和6年9月11日	令和6年度 第1回基山町子ども・子育て会議 ・基山町こども計画の策定について（諮問） ・基山町こども計画策定に伴うアンケート調査の項目について
令和6年10月2日	令和6年度 第2回基山町子ども・子育て会議 ・基山町こども計画策定に伴うアンケート調査の実施について
令和7年1月28日	令和6年度 第3回基山町子ども・子育て会議 ・基山町こども計画策定に伴うアンケート調査の結果について ・基山町こども計画（素案）の検討
令和7年2月12日	令和6年度 第4回基山町子ども・子育て会議 ・基山町こども計画（素案）の検討 ・基山町こども計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について
令和7年2月17日 ～3月18日	基山町こども計画（素案）に対するパブリックコメント実施
令和7年3月19日	令和6年度 第5回基山町子ども・子育て会議 ・基山町こども計画（素案）の検討 ・基山町こども計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について ・基山町こども計画の策定について（答申）

4 基山町人口ビジョン

基山町人口ビジョン（令和2年4月改訂）における基山町の人口推計（図1）にシミュレーション4を追加しました。

【基山町独自推計（シミュレーション4）】

基山町は、平成11年の19,153人が人口のピークで、その後19年間で人口が大幅に減少しましたが、住宅施策や子育て支援施策により平成28年度から7年連続の社会増（転入者数－転出者数）となり、令和2年度から3年連続で人口は増加しています。

また、世帯数は毎年100世帯前後増加していますが、核家族化等により世帯人員が減少していることから人口は微増となっています。

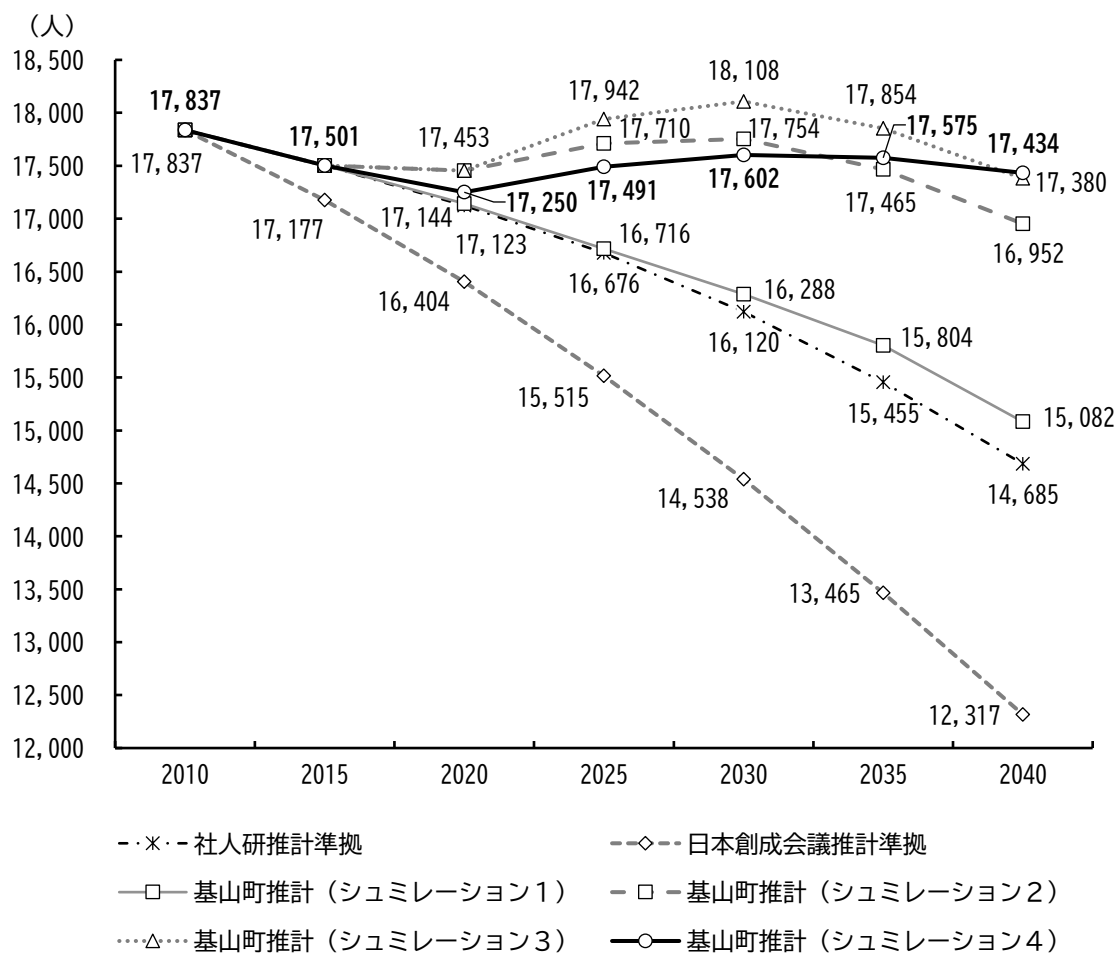
基山町の人口、世帯数（平成28年度～令和4年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	17,360人	17,314人	17,390人	17,365人	17,412人	17,437人	17,516人
前年度比	+15人	△46人	+76人	△25人	+47人	+25人	+79人
世帯数	6,656世帯	6,763世帯	6,889世帯	6,995世帯	7,144世帯	7,221世帯	7,359世帯
前年度比	+120世帯	+107世帯	+126世帯	+106世帯	+149世帯	+77世帯	+138世帯

2020年国勢調査、佐賀県推計人口及び社人研推計準拠等による基山町独自の推計では、2040年には17,434人になると試算しています。

基山町独自推計（シミュレーション4）では、今後、地区計画等による住宅開発により世帯数の増加が見込まれるものの、高齢者のみ世帯や一人暮らし世帯の増加等により世帯人員は減少傾向にあるため、世帯数の増加に比例した人口増加が見込めず、人口は横ばいまたは微増程度で推移すると考えられます。

基山町人口ビジョン（令和2年4月改訂）における基山町の人口推計



基山町こども計画

令和7年3月

発 行 佐賀県基山町
企画・編集 基山町 こども課

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地
TEL 0942-92-2011（代） FAX 0942-92-2148
<https://www.town.kiyama.lg.jp/>
